平成14年度 包括外部監査の結果報告書

(その2)

高齢者福祉等に係る財務事務 (公の施設の管理運営を中心として)

四日市市包括外部監査人 足立 政治

平成14年度 包括外部監査の結果報告書

目 次

第1 外部監査の概要

	1	外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	選定した特定の事件(テーマ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	特定の事件(テーマ)を選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4	外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1)実施した手続の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	6	外部監査人補助者の資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	7	利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 <u>2</u>		<u>監査の結果</u>	
	1	高齢者をとりまく環境と高齢者福祉施策の概況・・・・・・・・ (1)人口統計推計における高齢者の状況について	5
		(2)老人福祉法と介護保険法について (3)四日市市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 1	7
	2	介護保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 3

3 社会福祉施設等整備費補助について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 四日市市の老人福祉施設及び運営補助金支給対象施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5 介護・高齢福祉課等が所管する福祉関係貸付制度について(1)資金貸付制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
参考資料:グラフの基礎データ・・・・・・・・・・・・・・・6	6
・報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一	_

・報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とか一 致しない場合があります。

・文中の【注意】【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものです。

平成14年度包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に 関する条例第 2 条第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

(1)外部監査の対象

高齢者福祉等に係る財務事務(公の施設の管理運営を中心として)

(2)監査対象期間

原則として平成 13 年度(必要に応じて、平成 14 年度及び過年度分)

3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

四日市市では、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を目標に掲げ、すべての人が生きがいを持ち、市民が身近なところで共に支える福祉のまちを目指して各種の施策が進められています。高齢者福祉に関しては、高齢化が着実に進行している状況を踏まえ、四日市市が今後目指す施策の基本的な方向を定め、その実現に向けて総合的な取り組み方針を明らかにすべく、平成12年3月に策定した「四日市市第2次高齢者保健福祉計画・四日市市第1次介護保険事業計画」が推進されています。

社会福祉費の歳出額は平成 13 年度で 6,308,917 千円と、一般会計の歳出額 (94,546,311 千円)の 6.7%を占めており、その中でも、高齢者に関する福祉費の額は相当な額になります。その他、高齢者の介護を支え合う仕組みとして平成 12 年 4 月にスタートした介護保険は特別会計となっており、平成 13 年度の介護保険特別会計に対する繰入は 1,379,122 千円ですが、今後、財政負担は増大することが予測されます。

今後進行する高齢化社会に向けて、高齢者福祉施策や介護保険に関しては、市民の関心が高いこと、また、最近は NPM の概念が浸透しつつあり、公の施設の運営等を含む事務事業の執行について効率性等が求められていることから、これらの財務事務の執行が合理的に、また、経済的・効率的に執行されているかを監査することが有用であると判断したからです。

(注) NPM(New Public Management)とは、民間企業の経営の考え方・手法を公共部門へ導入し、公共部門の効率化・活性化を目指す考え方をいいます。

4 外部監査の方法

(1)実施した手続の内容

高齢者をとりまく環境と高齢者福祉施策の概況

- ・人口統計推計における高齢者の状況を概観しました。
- ・老人福祉法に定める老人福祉施設と介護保険法に定める施設サービスの 範囲を概観しました。
- ・四日市市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を概観しました。

介護保険の概況と特別会計の状況

- ・介護保険制度のしくみを概観しました。
- ・介護保険の保険料とその納付方法を概観しました。
- ・四日市市の平成 13 年度の介護保険特別会計の予算決算の状況を概観しました。
- ・類似都市と高齢者割合、要支援・要介護者の割合、介護サービスの利用 状況及び保険料の収納状況について、比較を実施しました。

社会福祉施設等整備費補助の財務事務の検討

- ・社会福祉施設等整備補助の制度を概観しました。
- ・四日市市における平成 13 年度の老人福祉施設に対する補助金の交付決定 状況及び平成 13 年度末における債務負担行為の額を概観するとともに、 決定及び交付手続の検討を行いました。

老人福祉施設及び運営補助金の支給対象施設の財務事務の検討

- ・該当施設(養護老人ホーム寿楽園、中央老人福祉センター、西老人福祉センター及び西南総合福祉センター)の状況を概観しました。
- ・各施設について、平成 13 年度の歳入及び歳出(もしくは収支)の状況の検討を行いました。
- ・各施設について、委託契約に関する事項の検討を行いました。
- ・各施設について、人件費に関する事項の検討を行いました。
- ・各施設について、出納に関する事項の検討を行いました。
- ・各施設について、財産等及び物品に関する事項の検討を行いました。
- ・養護老人ホーム寿楽園の措置費に関する事項の検討を行いました。
- ・中央老人福祉センター及び西老人福祉センター並びに西南総合福祉センターの利用状況についての比較分析を実施しました。
- ・四日市市社会福祉協議会の会計処理及び規程の整備状況等について検討 を行いました。

福祉関係貸付制度の財務事務の検討

- ・資金貸付制度を概観しました。
- ・貸付制度の運用状況の検討を行いました。
- ・福祉金庫の貸付状況、滞納状況及び補填状況の検討を行いました。

なお、具体的な監査の実施に当たっては、外部監査の効率性の意味から対象書類や調査方法を限定する試査によっています。

(2)対象とした部課等

- ・介護・高齢福祉課
- ・養護老人ホーム寿楽園
- · 四日市市社会福祉協議会

なお、必要に応じて、その他関連部署の資料の閲覧等を行いました。

5 外部監査の実施期間

平成14年7月1日から平成15年2月3日まで

6 外部監査人補助者の資格等

公認会計士高木由香里他 2 名会計士補杉浦野衣、葛山慎一郎他 6 名その他2 名

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

第2 監査の結果

1 高齢者をとりまく環境と高齢者福祉施策の概況

(1)人口統計推計における高齢者の状況について

四日市市の人口指標推計によれば、四日市市の人口の増加率は縮小傾向にあります。また、年齢別人口は、少子・高齢化の影響を受けて、年少人口指数の低下、老年人口指数の上昇傾向にあります。今後、日本の総人口は出生数の低下により平成 19 年頃にピークを迎えることが予測されており、四日市市についても同様の傾向が見られ、その中で高齢者の割合は増えるものと見込まれています。四日市市の人口の推移及び推計値は表 1-1 のとおりであり、今後、高齢者(65 歳以上)の人口及び比率が着実に増えていくことが見込まれることがわかります。

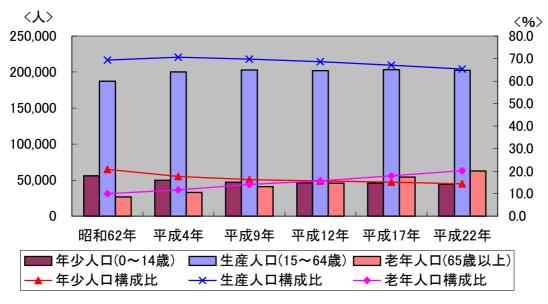


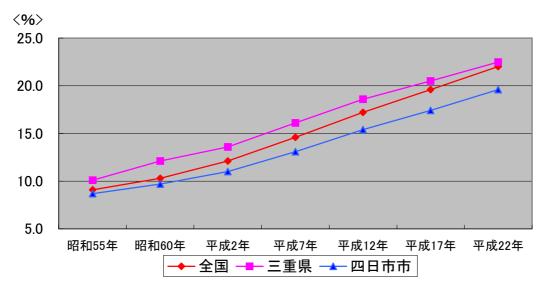
表 1-1 四日市市の人口の推移及び今後の推計(各年 10月 1日現在)

(注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。

四日市市総合計画、人口統計資料より作成

この傾向は、国全体の傾向と一致していますが、表 1-2 に示すとおり、四日市市の高 齢化率は、全国及び三重県の高齢化率よりも若干低いことがわかります。

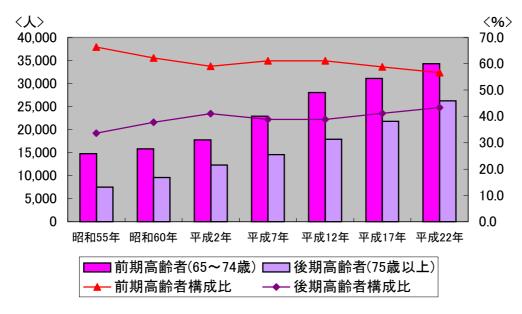
表 1-2 全国、三重県、及び四日市市の高齢化率の推移



(注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。 第 2 次四日市市高齢者保健福祉計画、第 1 次四日市市介護保険事業計画 及び平成 12 年国勢調査より作成

次に、高齢者のうち、前期高齢者(65~74歳)と後期高齢者(75歳以上)の人数及び割合は表 1-3 のとおりです。

表 1-3 高齢者人口の推移(各年 10月 1日現在)



(注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。 第 2 次四日市市高齢者保健福祉計画、第 1 次四日市市介護保険事業計画 及び人口統計資料より作成 この表から、高齢化の進行につれて、後期高齢者の構成比が高くなっていくことがわかります。

高齢者のうち、援護が必要な状態になる人の割合(出現率)は平成10年の実態調査では、14.3%でした。その年代別の内訳では、前期高齢者(65~74歳)における出現率の6.1%に対し、後期高齢者(75歳以上)における出現率は27.8%であり、後者が圧倒的に高くなっています。今後、後期高齢者人口の増加が見込まれることから、要援護高齢者が増加し、財政負担も増大していくことが見込まれます。

(2)老人福祉法と介護保険法について

老人福祉法は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として、昭和38年に制定されました。

その基本的理念は、 多年にわたり社会の進展に寄与し、豊富な知識を有する老人に対する敬愛と、生きがいを持てる健全で安らかな生活の保障、 心身の健康の保持又は知識と経験を生かした社会的活動への参加、 希望と能力に応じた、適当な仕事・その他社会的活動に参加する機会の提供、にあり、老人福祉法は概ね 65 歳以上の高齢者に対する必要な福祉の措置について定められています。

老人福祉法では、これらの理念を受けて老人福祉施設を設置することができると規定されており、老人福祉施設として掲げられているものは、表 1-4 のとおりです。

表 1-4 老人福祉施設の種類

我!! · 名外福祉派改革後			
施設の目的・内容			
在宅の虚弱老人等に対し、通所又は訪問により各種のサービスを提供			
することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心			
身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担			
の軽減を図る。			
養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが			
一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護する。			
65 歳以上のものであって、身体上、精神上又は環境上の理由及び経			
済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所さ			
せ、養護する。			
65歳以上のものであって、身体上又は精神上著しい障害があるために			
常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けるのが困難な			
者を入所させ、養護する。			

軽費老人ホーム	低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由によ
	り、居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健
	康で明るい生活を送ることを目的とする。給食を行うA型と自炊のB型
	がある。
軽費老人ホーム	身体機能の低下又は高齢等のため、独立して生活するのに不安が認
(ケアハウス)	められるものが、自立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、
	入浴等のサービスを行う。
老人福祉センター	地域の老人に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養
	の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。A 型と
	その機能を補完する B型があり、更にA型の保健部門を強化した特A
	型がある。
老人介護支援センター	在宅の虚弱老人等の介護者に対し、介護に関する総合的な相談に応
	じるとともに、ニーズに対応した各種の保健,福祉サービスが総合的に
	受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連
	絡調整等の便宜を供与する。

一方、介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づいて設けられました。

介護保険の被保険者は、65歳以上の者(第1号被保険者)及び、40歳以上65歳未満の 医療保険加入者(第2号被保険者)(ただし、身体障害者療養施設等、特定の施設に入 所されている人を除く。)であり、介護保険のサービスは、65歳以上の人(第1号被保 険者)で 寝たきりや痴呆などで介護が必要な人、 家事や身じたくなど日常生活の上 で支援が必要な人、もしくは、40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者) で、国が定める特定の疾病が原因で介護や支援が必要となった人で、要支援・要介護 (5段階)の認定を受けた人が利用できます。

介護保険法におけるサービスの種類は在宅サービスと施設サービスに分かれており、 各サービスの名称及び概要は、表 1-5、及び表 1-6 のとおりです。

表 1-5 在宅サービスの名称及び概要

サービス名称	概 要
訪問介護	訪問介護員による入浴、排泄、食事等の身の回りの世話を受けられる。
訪問入浴介護	訪問入浴車による入浴の介護を受けられる。
訪問看護	看護婦等による療養上の世話や必要な診療の補助を受けられる。訪問看
	護ステーション、診療所、病院などで実施。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等による、心身の機能維持・回復のために必要
	なリハビリテーションを受けられる。診療所や病院などで実施。
通所介護	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等の日常生活の世
	話、機能訓練を受けられる。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院等の施設に通って、心身の機能維持・回復のた
	めに必要なリハビリテーションを受けられる。老人保健施設、診療所、病
	院などで実施。
短期入所生活介護	特別養護老人ホームに短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護やそ
	の他の日常生活上の世話、機能訓練を受けられる。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、病院に短期間入所して、看護や医学的管理下におけ
	る介護、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けられる。
福祉用具購入	入浴又は排泄のために必要な、ポータブルトイレ等の福祉用具の購入費
	の支給を受けられる。
福祉用具貸与	特殊ベッドや車椅子等の貸与を受けられる。
住宅改修費の支給	手すりの取付けなどの住宅改修をおこなうとき、住宅改修費の支給を受け
	られる。
特定施設入所者生活	有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスの入所者が、施設から入
介護	浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養
	上の世話を受けられる。
痴呆対応型共同生活	痴呆の状態にある要介護者が、グループホームにおいて、入浴、排泄、
介護	食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けられる。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師等により療養上の管理や指導を受けられる。
居宅介護支援	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画を作成し、計画に基づいた
	サービスが利用できるよう支援を受けられる。

表 1-6 施設サービスの名称及び概要

サービス名称	概要
介護老人福祉施設	介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられ
(特別養護老人ホーム)	వ 。
介護老人保健施設	病状が安定した人が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活
(老人保健施設)	上の世話を受けられる。
介護療養型医療施設	療養型病床群等に長期療養の必要な高齢者が入院して介護等の世話、
(療養型病床群)	機能訓練、その他必要な医療を受けられる。

このように、老人福祉法に定める老人福祉施設と介護保険法の施設サービスの対象施設では、対象が異なっています。

四日市市が保有する老人福祉施設には、「養護老人ホーム寿楽園」と、「四日市市立中央老人福祉センター」、「四日市市立西老人福祉センター」の2つの老人福祉センターがあります。

(3)四日市市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

四日市市では、平成12年3月に「四日市市第2次高齢者保健福祉計画・四日市市第1次介護保険事業計画」を策定しています。この計画は、高齢者の生活実態調査や市民・関係者の意見を踏まえて策定されたものであり、四日市市総合計画、その他関係する計画と整合を図りながら事務事業に反映するとともに、市民や事業者と協働していくものとしての性格を有します。計画策定の背景としては、社会の高齢化の傾向、

後期高齢者(75歳以上)の増加に伴う要援護高齢者の増加に対し、家族だけで高齢者の介護を担うこと難しくなっていることから、高齢者の介護を社会全体で支えることの必要性、 自立高齢者が、自らの豊かな知識や経験・技能を生かして社会に参加し、貢献していくことの重要性の高まり、また、介護が必要な状態になることを予防し、地域で自立した生活を継続するための、健康や生きがいづくりを目的とした、生涯学習・スポーツ活動への参加の重要性 本格的な高齢社会に向けて、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場で積極的に参加・行動し、互いに協力して取り組みを進めることの重要性・必要性があげられています。

計画の基本的な方向は、「市民・事業者・行政の協働による**健康で安心と生きがい のある長寿社会づくり**~みんなでつくる長寿・福祉のまち/四日市~」とされており、 高齢者・高齢社会に関わる施策全般について取り組み方針を体系化すると、次のとお りになります。(老人医療制度や年金制度などを除く)

介護保険事業(高齢者が安心して利用できる保険制度の構築)

高齢者福祉事業(高齢者の自立した生活支援)

高齢者保健事業(高齢者がいきいき生活できる健康づくりの推進)

社会参加(高齢者の生きがいある社会参加の推進)

福祉のまちづくり(高齢者が安全で暮らしやすい福祉のまちづくりを推進)

市民の福祉意識と福祉活動(市民みずからの福祉活動の育成)

今回の外部監査では、介護保険を概観すると同時に、これらの高齢者・高齢社会に関わる施策のうち、民間社会福祉施設等施設整備費補助金、四日市が保有する老人福祉施設(養護老人ホーム寿楽園、四日市市立中央老人福祉センター、四日市市立西老人福祉センター)並びに四日市市が運営補助金を支給している西南総合福祉センター、そして、福祉関係貸付制度を中心に検討を行いました。

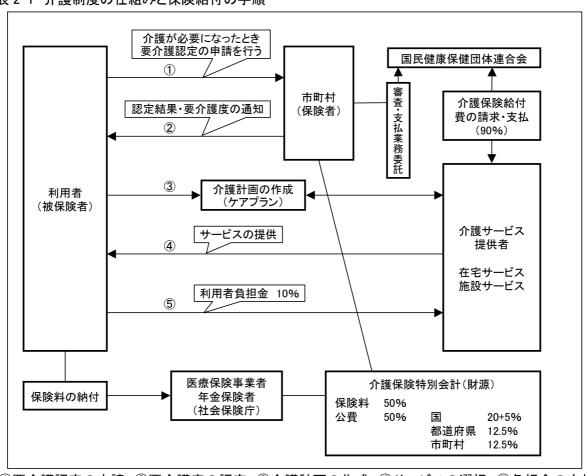
2.介護保険について

(1)介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上の人を対象とした強制保険であり、保険料を納め、介護が必要となったときに、保険給付を受けて介護サービスを購入する新しい社会保険制度です。利用者の権利として介護を求め、介護サービスの提供者を選択することができます。従来の行政主導の措置制度から、利用者が「権利」として介護サービスを選択する契約制度へ転換されました。

介護保険制度のしくみと保険給付の手順の概要は表 2-1 のとおりです。

表 2-1 介護制度の仕組みと保険給付の手順



①要介護認定の申請、②要介護度の認定、③介護計画の作成、④サービスの選択、⑤負担金の支払

(2)介護保険の保険料とその納付

介護保険制度では、給付費の半分は公費で賄われますが、残りの半分を保険料財源で賄うこととなっています。

保険料は、第1号被保険者(65歳以上の者)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の平均的な一人あたりの保険料がほぼ同じ負担水準となるよう、それぞれの負担割合が定められています。すなわち、公費分を除く給付費(給付費総額の2分の1相当額)を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分すると言う考え方が基本になっています。この割合は、3年ごとに見直されることになっています。

被保険者の費用負担に関しては、市町村が介護保険給付に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収することとなっています。保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課されます。その保険料率は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない、とされています。

第1号被保険者については、所得に応じた5段階の保険料の額が設定されており、四日市市の平成12年度~14年度の一ヶ月平均額は表2-2のとおりです。保険料は、老齢、退職年金が月額15,000円以上の人は、年金から天引きされ(特別徴収)、年金額が月額15,000円に満たない人については、口座振替などによって、市に納付されます(普通徴収)。(ただし、平成12年度と平成13年度は保険料の軽減がありました。)

表 2-2	第 1	号被保険者の保険	炓月額(平成	12 年度~	14 年度)

区分	保険料(1ヶ月平均額)
生活保護世帯の人	1.473 円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人	1,473 🗔
市民税非課税世帯の人	2,210 円
本人が市民税非課税の人	2,946 円
市民税課税世帯で年間所得 250 万円未満の人	3,683 円
市民税課税世帯で年間所得 250 万円以上の人	4,419 円

一方、第2号被保険者については、保険料の額は加入している医療保険ごとに設定されており、平均月額保険料は表2-3のとおりです。保険料は、医療保険の保険料と一緒に納められます。

表 2-3 第 2 号被保険者の保険料月額(平成 12 年度~14 年度)

区分	平均月額保険料
市国民健康保険	1,280 円程度
国民健康保険組合	1,410 円程度
政府管掌保険	※3,100 円程度
組合健康保険	※3,930 円程度

(注)保険料額は、平成12年1月の厚生省(現在の厚生労働省) 資料によるものであり、※は事業主負担を含む額で、各医療保険者により事業主の負担割合が異なります。

第1号被保険者の介護保険料は、市区町村で独自に決められており、3年ごとに見直しが行われることになっていますが、平成15年4月からの保険料は、厚生労働省による中間集計によると、7割以上の自治体が要介護高齢者の増加や介護サービス利用率の上昇を背景に保険料の値上げを行う予定であり、全国平均で現行の2,911円から3,240円程度へと約11%上がる見通しであるとされています。四日市市についても、平成15年度~平成17年度の3年間においては、被保険者の負担・四日市市の財政負担ともに増大することが見込まれます。

また、現行の介護保険料の基準月額では、最高が北海道南幌町の 4,100 円、最低が茨城県大子町の 1,533 円と、保険料の格差は 2.7 倍ですが、見直し後は、格差が更に広がることが見込まれています。保険料の額は、市町村が介護保険事業に要する費用と高齢者の人数によって決まる訳ですが、同じ介護状態であっても、施設サービスの方が在宅サービスよりも限度額は高く、施設サービス(特に、療養型病床群)に入所する人が多い自治体は、介護費用が大きいといえます。現状の介護保険の仕組みの下では、自治体や住民の努力により、介護発生率や介護費用を減らして保険料を下げることが可能ですが、単に、サービスが足りずに保険料が下がるケースもあるため、介護保険の質・量と保険料の傾向についての見極めを行うことが重要であると言われています。

(3)四日市市の介護保険特別会計の状況

平成 13 年度の四日市市介護保険特別会計の歳入歳出の項目別の予算・決算の状況は表 2-4 のとおりです。

当初予算では、四日市市の介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は9,820,000 千円であり、一般会計の歳入歳出予算規模95,760,000 千円に対して10.3%の予算規模となっていました。このうち、一般会計からの繰入金は1,420,471 千円であり、歳入合計の14.5%を占めていました。決算額は、当初予算に対して、歳入が0.7%増加し、歳出が1.3%減少しています。歳入では、介護保険料が2.7%増加するとともに、国庫支出

金・支払基金交付金が、夫々、3.5%・5.1%減少しています。歳出では、保険給付費が 4.3%減少し、基金積立金・諸支出金が、夫々、60.3%・117,533.9%増加しています。

表 2-4 介護保険特別会計の歳入及び歳出(平成 13 年度)

(単位:千円)

款 項 (歳入)	当初予算	補正後予算	決算額
1.保険料	1,247,113	1,247,113	1,280,433
1.介護保険料	1,247,113	1,247,113	1,280,433
2.分担金及び負担金	14,362	15,527	15,528
1.負担金	14,362	15,527	15,528
3.国庫支出金	2,304,683	2,207,594	2,224,122
1.国庫負担金	1,843,986	1,801,787	1,803,451
2.国庫補助金	460,697	405,807	420,671
4.支払基金交付金	3,042,578	2,972,950	2,886,953
1.支払基金交付金	3,042,578	2,972,950	2,886,953
5.県支出金	1,156,242	1,129,868	1,132,444
1.県負担金	1,152,491	1,126,117	1,126,117
2.県補助金	3,751	3,751	6,327
6.財産収入	923	1,138	1,136
1.財産運用収入	923	1,138	1,136
7.寄附金	1	1	-
1.寄附金	1	1	_
8.繰入金	1,842,456	1,801,341	1,801,340
1.一般会計繰入金	1,420,471	1,379,122	1,379,122
2.基金繰入金	421,985	422,219	422,218
9.繰越金	206,000	537,756	537,755
1.繰越金	206,000	537,756	537,755
10.諸収入	5,642	17,432	12,691
1.延滞金加算金及び過料	3	3,371	3,368
2.預金利子	1	1	211
3.雑入	5,638	14,060	9,111
歳入合計	9,820,000	9,930,720	9,892,405

(単位:千円)

款 項 (歳出)	当初予算	補正後予算	決算額
1.総務費	377,293	379,906	365,263
1.総務管理費	148,611	140,428	138,807
2.徴収費	3,530	3,530	1,771
3.介護認定審査費	222,506	233,302	224,261
4.趣旨普及費	2,646	2,646	424
2.保険給付費	9,219,934	9,017,363	8,827,394
1.介護サービス等諸費	8,830,165	8,674,141	8,493,073
2.支援サービス等諸費	310,483	277,178	269,228
3.その他諸費	11,822	13,846	13,642
4.高額介護サービス等費	67,464	52,198	51,450
3.財政安定化基金拠出金	45,076	45,076	45,075
1.財政安定化基金拠出金	45,076	45,076	45,075
4.基金積立金	140,923	225,843	225,841
1.基金積立金	140,923	225,843	225,841
5.公債費	700	700	0
1.一般公債費	700	700	0
6.諸支出金	192	225,950	225,857
1.償還金及び還付加算金	192	225,950	225,857
7.予備費	35,882	35,882	_
1.予備費	35,882	35,882	
歳出合計	9,820,000	9,930,720	9,689,433

予算書・歳入歳出決算書より作成

平成 13 年度については、歳入歳出差引残額は 202,972 千円であり、繰越金は平成 12 年度の 537,755 千円から 334,783 千円減少しました。

(4)類似都市との比較

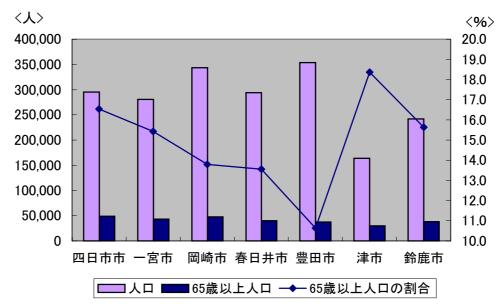
東海3県下で四日市市の類似都市とされる4市町村並びに津市・鈴鹿市と四日市市とで、いくつかの指標について、比較を実施しました。

(注)類似都市とは、財団法人地方財務協会が平成 7 年国勢調査の結果に基づき、全国の市町村を 人口と産業構造により類似型に選別したもので、四日市市の場合は、人口 23 万人以上 43 万人未 満、かつ就業人口のうち第 3 次産業の割合が 65%未満という類型にあたり、全国では 20 市が該当 します。東海 3 県下の類似都市としては、一宮市・岡崎市・春日井市・豊田市が該当します。三重県 内には類似都市が存在しなかったため、津市・鈴鹿市を比較の対象に加えました。

ア 高齢者人口の割合

各市の人口に占める高齢者の割合は、表 2-5 のとおりです。





介護・高齢福祉課からの入手データより作成

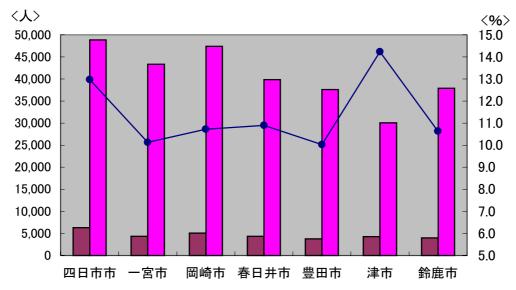
この表からは、三重県下の三市では、他市と比べて 65 歳以上の人口の割合が高いという傾向にあることがわかります。

なお、豊田市に関しては、自動車産業などにおいて、他市からの生産人口の受 入が多い結果、高齢者の割合が他市と比べて低い傾向にあるものと思われます。

イ 65歳以上の人のうち、要支援・要介護の割合

各市の高齢者(65歳以上の者 = 第1号被保険者)のうち、介護保険の受給者とされる要介護者(寝たきり・痴呆)、要支援者(虚弱)の割合は表2-6のとおりです。また、要支援者、要介護者の構成割合は、表2-7のとおりです。

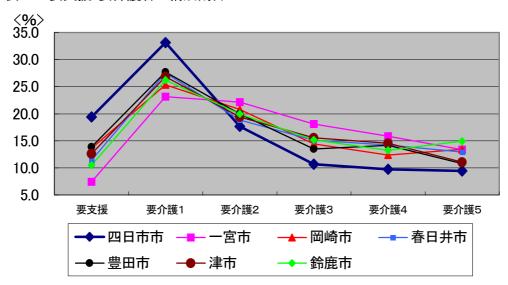
表2-6 65歳以上人口における要支援・要介護者数とその割合



■ 要支援·要介護者数 ■ 65歳以上人口 — 要支援·要介護者割合

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

表2-7 要支援・要介護者の構成割合



介護・高齢福祉課からの入手データより作成

(注)要支援・要介護認定について

市町村の窓口や福祉事務所に介護保険の申請を行うと、申請者の心身の機能や状態について 調査が行われ、その人が必要な介護量によって、「要支援」「要介護1~5」の6段階に認定されます。 要介護度の認定によって、介護サービスや施設へ支払われる保険の限度額が決まります。

要介護度	心身の状態		
西士坪	社会的支援の必要な状態	日常生活を送る能力は基本的にあるが、歩行など	
要支援		が不安定。浴槽の出入りなどに一部介護が必要。	
要介護1	生活の一部に部分的な介護が	立ち上がるときや歩行が不安定。排泄や入浴など	
安川茂「	必要な状態	に、一部または全介助が必要。	
要介護2	中程度の介護が必要な状態	一人で立ち上がったり歩けないことが多い。排泄や	
安川設と		入浴などに一部または全介助が必要。	
西人誰 2	重度な介護が必要な状態	一人で立ち上がったり歩いたりできない。排泄や入	
要介護3		浴、着替えなどに全介助が必要。	
要介護4	最重度の介護が必要な状態	日常生活を送る能力がかなり低下。入浴や着替え	
安川 護4		の全介助、食事のときの一部介助が必要。	
要介護5	温味な久誰がひ声なは能	生活全般にわたって全面的な介助が必要。意志の	
女川設り	過酷な介護が必要な状態	伝達がほとんどできない場合が多い。	
自立	لا لا	上にあてはまらない	

これらの表から、四日市市の要支援・要介護者の割合は、津市に次いで多いものの、要支援・要介護 1 の割合が高く、要介護者の要支援・要介護者数に対する割合は最も低いことがわかります。このような傾向となる要因を介護・高齢福祉課に質問したところ、「四日市市では各地区(24 ヶ所)に在宅介護サービスセンターを整備していること、そして、介護保険制度の趣旨が浸透しているので、軽い人でも介護保険を利用できるという認識があることから、認定率が高くなっていると考えられる。」との回答でした。

ウ 老人福祉施設等の施設数、定員及び入居者数

平成14年3月末における、各市の老人福祉施設等の施設数、定員及び入居者数は表2-8のとおりです。

表 2-8 施設等の状況及び入居割合

(単位:施設、名、%)

区	分	介護老 人福祉 施設 (特養)	介護老 人保健 施設	介護療 養型医 療施設	養護老 人ホーム	有料老 人ホーム	軽費老 人ホーム (A型)	軽費老 人ホーム (B型)	ケア ハウス
	施設数	8	6	8	1	2	1	1	4
 四日市市	. 定員数	680	514	254	120	99	50	50	220
	入居者計	680	514	254	117	93	50	50	214
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	93.9%	100.0%	100.0%	97.3%
	施設数	4	3	2	1				2
一宮市	定員数	360	349	48	100				100
	入居者計	360	349	48	83				93
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	83.0%				93.0%
	施設数	4	5	3	1	1			4
 岡 崎 市	定員数	340	448	236	70	50			140
	入居者計	340	448	236	69	38			130
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	98.6%	76.0%			92.9%
	施設数	2	5	3	1				3
 春日井市	定員数	217	461	115	70				197
	入居者計	217	461	115	70				197
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				100.0%
	施設数	4	4	4	1	1			2
豊田市	定員数	380	403	106	50	88			100
	入居者計	380			50	74			100
	入居率	100.0%			100.0%	84.1%			100.0%
	施設数	6	3	3	2				3
 油	. 定員数	510	300	129	160				96
津市	入居者計	510	300	129	160				96
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				100.0%
	施設数	8	3	4					\overline{A}
 鈴 鹿 市	定員数	470	350	77	/			/	/
	入居者計	468	315	77				/	
	入居率	99.6%	90.0%	100.0%					

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

(注)斜線部分は、未調査等の理由により、各市からの回答が得られなかった部分です。

この表からは、四日市市は、他市と比べて老人福祉施設等で受入可能な定員数は他市と比べて多いことがわかります。ただし、四日市市では65歳以上人口が他市よりも多く、要支援・要介護者の割合も高い傾向にあることから、施設状況が恵まれているとは言いきれません。

また、大半の施設については、定員数までの入居者の受入が行われているものの、有料老人ホームについては若干の入居余地があるという傾向があることがわかります。

エ 介護保険サービスの利用状況

第1号保険者(65歳以上の人)の平成14年3月報告分(平成14年1月サービス分)の居宅サービス・施設サービス毎の、介護保険サービスの利用状況は表2-9及び表2-10のとおりです。

表 2-9 居宅サービスの利用状況

(単位:人)

			短期入所 サービス	その他単品 サービス	福祉用具 購入	住宅 改修		要支援・ 要介護者数(b)	(a)/(b)
四日i	र्म र्म	4,950	337	3,410	53	48	8,798	6,335	1.39
一宮	市	4,214	506	2,895	56	23	7,694	4,385	1.75
岡崎	市	4,431	443	2,971	50	46	7,941	5,078	1.56
春日	井市	4,221	348	2,973	46	35	7,623	4,336	1.76
豊田	市	3,706	468	2,367	58	45	6,644	3,768	1.76
津	市	3,119	365	2,524	43	43	6,094	4,276	1.43
鈴 鹿	市	3,368	414	2,327	48	44	6,201	4,026	1.54

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

表 2-10 施設サービスの利用状況

(単位:人)

			老人福祉 施設(特養)	老人保健施設	療養型 医療施設	計(a)	要支援・ 要介護者数 (b)	(a)/(b)
四	日市	市	670	634	201	1,505	6,335	0.24
_	宮	市	396	392	69	857	4,385	0.20
岡	崎	市	460	423	225	1,108	5,078	0.22
春	日井	市	242	372	104	718	4,336	0.17
豊	田	市	363	356	103	822	3,768	0.22
津		市	461	365	103	929	4,276	0.22
鈴	鹿	市	416	436	85	937	4,026	0.23

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

これらの表から、四日市市は、他市と比べて施設サービスの利用割合は多いも のの、居宅サービスの利用割合は少ないことがわかります。

その要因について介護・高齢福祉課に質問をしたところ、「施設サービスはニーズも多く待機者も多いが、四日市市は他市と比べて施設数が比較的多いので、施設サービスを相対的に受けやすい環境にあることと、現在でも家族の絆が強く、福祉の世話にはなりたくないという人が少なくないことが考えられる。」との回答でした。

オ 介護保険料の基準保険料月額及び保険料の収納状況

65 歳以上の第1号被保険者の介護保険料基準月額及び保険料の収納状況は、表 2-11 のとおりです。

表 2-11 介護保険料の基準月額及び保険料の収納状況(平成 13 年度)

			基準		持別徴収	寺別徴収		普通徴収			
			保険料	賦課額	徴収額	徴収率	賦課額	徴収額	徴収率	(特別 +普通)	
		円		 千円	 千円	%	<u> </u>	 千円	%	"自选)"	
										,,	
ᄖ	日市	ф	2,946	1,055,703	1,055,703	100	243,703	222,697	91.4	98.4	
_	宮	市	2,650	826,869	826,869	100	202,948	191,029	94.1	98.8	
岡	崎	中	2,700	961,643	961,643	100	220,397	209,007	94.8	99.0	
春	日井	규	2,759	799,135	799,135	100	219,256	201,847	92.1	98.3	
豊	田	규	2,964	838,239	838,239	100	205,899	194,215	94.3	98.9	
津		市	3,152	692,056	692,056	100	160,108	148,713	92.9	98.7	
鈴	鹿	市	2,771	787,700	787,700	100	162,264	149,985	92.4	98.7	

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

特別徴収は年金からの天引きのため、いずれの市も徴収率が100%であるのに対し、普通徴収については、徴収率は90%~95%の間にとどまっています。平成13年度の四日市市の普通徴収の徴収率は、類似都市の中で最も低いものでした。

今後、普通徴収についても徴収率を上げるための対策を講じることが望まれます。【意見】

3. 社会福祉施設等施設整備費補助について

(1)制度の概要

四日市市では、社会福祉法等の趣旨に基づき、民間が設置する社会福祉施設等の施設整備事業について、必要な資金の補助を行っており、その基準は「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」で定められています。

平成 13 年度における社会福祉費の額は 6,308,917 千円であり、このうち、民間社会福祉施設等整備助成事業費は 161,554 千円で、社会福祉費の 2.6%でした。

老人福祉施設のうち、この補助の対象となる施設は、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について」(平成3年11月25日厚生省社第409号厚生省事務次官通知)に定められている、老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の6種類です。

平成 13 年度は、老人福祉施設に対しては、特別養護老人ホーム 12 件に 43,599 千円、軽費老人ホーム 5 件に 48,679 千円、老人デイサービスセンター19 件に 36,800 千円、在宅介護支援センター2 件に 8,528 千円の補助金が交付されました。この他、地域交流ホーム・身体障害者療養施設・知的障害者更正施設・知的障害者通所授産施設・知的障害者デイサービス・老人保健施設に対して、23,946 千円の補助金が交付されています。

四日市市では、国及び三重県で補助対象と認められた施設について、施設整備費の補助を行っており、補助対象施設については、新築・改築及び増築工事等に要する経費のうち、本体工事費、暖房設備工事費、浄化槽設備工事費、その他国庫補助対象経費が補助金の交付対象となっており、補助金の額は表 3-1 のとおりです。

表 3-1 補助金の交付基準

表 3-	1 補助金の父付基準 			1
種別			補助基準額	補助率
	養護老人ホーム	新築工事及び市民	本体工事費・暖房施設工事費・浄化	75
	特別養護老人ホーム	の入所比率が施設	槽施設工事費・その他国庫補助対象	100
	老人短期入所施設	定員の2分の1を超	経費ごとに、それぞれの該当施設の	
		える施設の改築又	国庫補助基準単価と実支出単価とを	
		は増築工事等	比較し、少ない方の額に実施面積(た	
		市民の入所比率が	だし、国庫補助基準面積の 110%を限	50
		施設定員の2分の1	度とする)を乗じて得た額の合計額に	100
		以下の施設の改築	4 分の 1 を乗じて得た額	
入所		又は増築工事等		
入所施設	 軽費老人ホーム	新築工事及び市民		65
100		の入所比率が施設		100
		定員の2分の1を超		100
		える施設の改築又		
		は増築工事等	同上	
		市民の入所比率が		50
		施設定員の2分の1		100
		以下の施設の改築		100
		又は増築工事等		
	老人デイサービス	新築、改築及び増築	本体工事費・暖房施設工事費・浄化	
	センター	工事等	槽施設工事費・その他国庫補助対	100
	在宅介護支援センター		象経費ごとに、それぞれの該当施設	100
			の国庫補助基準単価(老人デイサー	
			ビスセンターと在宅介護支援センタ	
通所			一の工事費については、障害者デイ	
所 施 設			サービスセンターと生活支援センタ	
設			一の単価をそれぞれ準用する)と実	
			支出単価とを比較し、少ない方の額	
			に実施面積(ただし、国庫補助基準	
			面積の 110%を限度とする。) を乗じ	
			て得た額の合計額に4分の1を乗じ	
			て得た額	

「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」より作成

また、補助金の交付は、表 3-2 のとおり、原則として分割交付となっていますが、その交付総額が 10,000 千円以下のときは、予算の範囲内で一括交付できるものとされています。したがって、補助金の交付案件が決定すると、長いものでは、20 年に渡って債務負担行為が実行されることになります。

表 3-2 補助金の交付方法

交付総額	期間	補助金の交付方法				
10,000 千円を	2~20年	(7)	初年度	10,000 千円		
超える場合		(1)	翌年度以降			
			交付年数=	交付総額-10,000 千円		
			文刊中数一	1,000 千円		
			※ (小数点以下切上。ただし、19年を限			
			交付額=	交付総額-10,000 千円		
			文的領一	交付年数		
		※(小数点以下切捨。ただし、交付総額との意				
				生じた場合は、最終交付年度で調整する。)		

「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」より作成

平成 13 年度における施設整備補助金の交付額は 137,607 千円であり、社会福祉費(6,308,917 千円)の 2.2%でした。

(2)補助金の交付及び債務負担行為の状況

四日市市では、老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター並びに在宅介護支援センターに対して施設整備補助金が交付されています。各施設への平成9年度から平成13年度における施設整備補助金の補助金新規交付決定額(債務負担行為を含む。)は表3-3のとおりです。

表 3-3	施設整備補助金交付対象物件の施設整備費及び市の補助金交付決定額	(単位:千円)
100		(** ** 1 1 1 1 1 1 1 1 1

施設	•	平成9年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
特別養護老人	施設整備費	907,746	_	880,314	728,479	399,073
ホーム	補助金額	145,075	_	132,239	108,717	50,545
軽費老人ホーム	施設整備費	_	_	789,874	_	_
<u>軽負</u> 名人小一ム	補助金額	_	_	86,671	_	_
老人デイサービス	施設整備費	587,506	471,665	864,172	392,108	219,316
センター	補助金額	86,919	59,266	140,205	70,704	41,057
小計	施設整備費	1,495,252	471,665	2,534,361	1,120,587	618,389
7,91	補助金額	231,994	59,266	359,115	179,421	91,602
在宅介護支援センター	補助金額	20,461	10,322	30,135	13,717	8,528

⁽注)在宅介護支援センターは、1 件あたりの交付額が 10,000 千円以下のため、単年度補助でした。 また、施設整備費は併設施設の整備費に含まれています。

「主要事業実績報告書」及び介護・高齢福祉課作成の「施設整備補助金交付状況」より作成

平成13年度の施設整備補助金に関して実施した監査手続とその結果は次のとおりです。(対象:特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センター)

補助決定及び交付に関する回議用紙、補助決定時の補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、平成13年度補助金交付申請書、平成13年度支出負担行為書、平成13年度申請時補助金事業等実績報告書及び添付された収支決算書は、「四日市市補助金等交付規則」に準拠し、所定の承認を経て、正確に作成されていました。(ただし、刑事事件捜査により書類が押収されているもの1件を除く。)

平成 13 年度に交付された施設整備補助金は、「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」に準拠し、正確に計算配分されていました。

施設整備補助金総額から任意に 3 件抽出し、その計算の正確性を確かめたと ころ、「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」に準拠し、正確に計 算されていました。

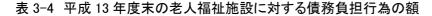
平成13年度において発覚した某特別養護老人ホームによる施設整備補助金不正受給に関して、支払済の補助金の取消及び返還がなされていますが、その際の回議用紙、補助金等一部取消決定通知書及び補助金等返還命令書は、「四日市市補助金等交付規則」に準拠して正確に作成されていました。また、支払済の施設整備補助金の取消額が適切に市に返還されていることを調定書及び収入経理簿により確かめました。平成13年度の補助金交付申請書及び支出負担行為書は、「四日市市補助金等交付規則」に準拠し正確に作成されていました。

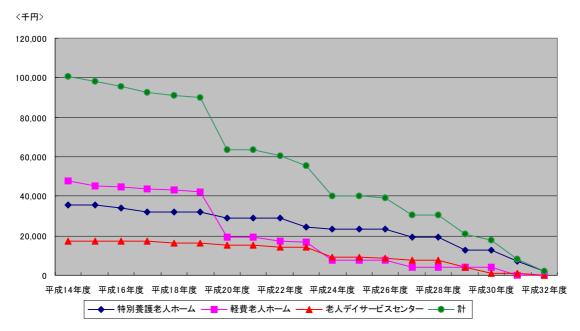
施設整備にあたり、社会福祉医療事業団及び銀行からの借入を行っている軽費老人ホーム(1件)に対して、四日市市は当該借入金元本及び利息の一部(借入金利息の1/2の支払は、三重県が補助)を毎年補助しています。この物件の補助金の交付額及び交付方法は「四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準」とは異なっています。介護・高齢福祉課に、この点を質問したところ、「当該物件は都市部に建設するので、『四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助基準』に規定されている補助金交付方法では、都市部での建設が困難であるとの理由で政策的に決定された。」との回答でした。当該物件につき、補助決定及び交付に関する回議用紙、補助決定時の補助金交付申請書及び補助金交付決定通知書が作成されていることを確認しました。

また、この軽費老人ホームと社会福祉医療事業団との金銭消費貸借契約上の金利は 4.6%であり、平成 5 年の契約締結以来変更されていません。有利な金利への切替等が可能か検討の余地があると思われます。【意見】

今後の施設整備補助金の交付見積の状況につき、介護・高齢福祉課に質問したところ、「施設の建設は県及び国の内示を受けて開始され、施設完成迄は建設費用が変更されるため、予算として計上できる状況にはない。また、建物完成が翌年の3月頃であり10月の予算編成に間に合わないことから、予算上は主に補正予算で対応している。さらに、施設整備の補助は、毎年、国及び県の補助するか否かの決定を受けて完成後補助として行っていることから、中長期計画作成は不可能である。」との回答でした。施設整備補助は当該年度の支出を伴うとともに、債務負担行為でもあることから、将来負担の予測額を把握することは四日市市の財政上も重要です。健全な財政運営のためにも、施設整備補助に関する予測額を予算においても反映させる工夫努力が必要と考えます。【意見】

施設整備補助の対象となった老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム・軽費 老人ホーム・老人デイサービスセンターについては、補助金は分割交付のため、 平成 14 年度以降に債務負担行為が発生します。平成 13 年度末現在の、老人福祉 施設に関する債務負担行為の今後の支出予定額は表 3-4 のとおりです。





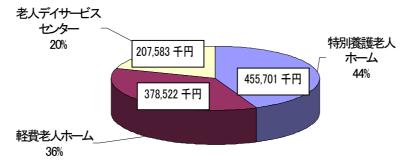
(注)1.軽費老人ホームのうち、四日市市が元本及び利息の一部を補助しているものの銀行借入金の金利は変動するため、平成14年以降の借入金利息分は、平成13年度金利(2.475%)により計算しました。

2.特別養護老人ホームのうち、不正により支給額が減額されているもの(1 件)については、債務負担行為限度額は変更されていませんが、上表では減額後の金額により集計しました。

介護・高齢福祉課作成の「施設整備補助金交付状況」より作成

また、平成 13 年度末現在における、各老人福祉施設の平成 13 年度から平成 32 年度の債務負担行為の金額及び割合は、表 3-5 のとおりです。

表 3-5 各老人福祉施設の債務負担行為の金額及び割合(平成 13 年度末現在)



介護・高齢福祉課作成の「施設整備補助金交付状況」より作成

4.四日市市の老人福祉施設及び運営補助金支給対象施設について

(1)施設の概要

四日市市が保有する老人福祉施設としては、養護老人ホーム寿楽園、老人福祉センター(四日市市中央老人福祉センター及び四日市市西老人福祉センター)があります。また、介護・高齢福祉課が窓口となって老人福祉施設に準ずるものとして運営補助金を交付している先として、西南総合福祉センターがあります。

ア 養護老人ホーム寿楽園

四日市市では、身体上若しくは精神上又は環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させるため、老人福祉法第 15 条第 3 項に規定する養護老人ホーム、四日市市立寿楽園(以下、「寿楽園」という。)を設置することを四日市市老人福祉施設条例で定めています。

寿楽園は、四日市市南部に位置し、昭和 27 年 7 月に入所定員 30 名の生活保護法による養護施設として開設されました。昭和 38 年 8 月に老人福祉法の制定により養老院から養護老人ホームとなっており、平成 14 年で創立 50 年を迎えています。

現在の定員は 120 名で、寿楽園は三重県下で最大規模の養護老人ホームでもあります。平成 3 年 5 月にはショートステイ棟ができ、ショートステイ(生活管理指導短期宿泊事業)も行われています。

イ 老人福祉センター

四日市市では、老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、老人福祉センターを設置することを四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例で定めています。

四日市市には、昭和49年に開館した四日市市日永に位置する四日市市中央老人福祉センター(以下、「中央老人福祉センター」という。)と、昭和55年に開館した四日市市西坂部町に位置する四日市市西老人福祉センター(以下、「西老人福祉センター」という。)の2つの老人福祉センターがあります。

老人福祉センターの種別には、表 4-1 のとおり、老人福祉センター(特A型)、 老人福祉センター(A型)、老人福祉センター(B型)があり、設置される場所・目 的等を考慮して種別を決定するものとされており、中央老人福祉センターはA型、 西老人福祉センターはB型のセンターとして設置されています。

本来、A型施設とB型施設では、対象事業が異なっており、老人福祉センター(B

型)施設は老人福祉センター(A型)の機能を補完する事業を行うものとされていますが、「四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行細則」では、四日市市老人福祉センターにおいて行う事業として、 老人のレクリエーション活動の推進及び各種講座等の開設、 老人の後退機能回復訓練の実施、 健康、生活、就労等についての相談及び指導、 休養又は老人クラブ活動のための施設の供与、 その他施設の目的に沿う事業、の5つが上げられており、中央老人福祉センターと西老人福祉センターの事業での対象事業の差別化はされていません。 四日市市では、これらの老人福祉センターの管理事務のうち、 老人福祉センターを利用者の用に供すること(市長の権限に係る事務を除く)、 センターの維持管理及び修繕(原型を変ずる修繕及び模様替えを除く)は、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会(以下、「四日市市社協」という。)に委託しています。

表 4-1 老人福祉センターの種別と対象事業等

	項目	特A型	A型	B型
	(1) 各種相談			
	ア. 生活相談	0	0	0
	1. 健康相談	0	0	0
事業	(2) 健康増進に関する指導	0		
尹未	(3) 生業及び就労の指導	0	0	
	(4) 機能回復訓練の実施	0	0	
	(5) 教養講座等の実施	0	0	0
	(6) 老人クラブに対する援助等	0	0	0
	(1) 建物の構造、規模			
	ア. 規模	800 ㎡以上	495.5 ㎡以上	165 ㎡以上 495.5 ㎡未満
	1. 設置設備			
	生活相談室、健康相談室、教養 娯楽室、便所	0	0	0
	機能回復訓練室、図書室、浴場	0	0	
建物等	診察室、検査室、栄養指導室、 保健資料室	0		
	所長室、事務室	0	0	
	管理人室			0
	集会室		0	0
	集会及び運動指導室	0		
	(2) 立地条件			
	老人の利用上の便宜を図ることが可			
	能であり、かつ、事業を円滑に行うこ	0	0	0
	とのできる場所			
	施設の長	0	0	
職員	相談・指導を行う職員	0	0	
	管理のための職員			0
	その他必要な職員	0	0	0

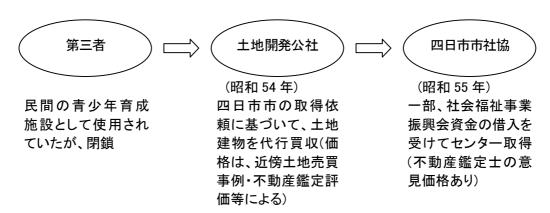
- (注)1.事業項目とはなっていても、老人福祉センターの規模により、事業の範囲が異なっている場合があります。
 - 2.設置設備は、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、施設の運営上支障がない場合には、設置の限りではないものとされています。
 - 3.職員は、施設の運営上支障がない場合には、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えないものとされています。

「老人福祉センター設置運営要綱」より作成

ウ 西南総合福祉センター

西南総合福祉センターは、昭和53年9月の四郷地区連合自治会長他5名の「西南部地区への福祉施設の設置について」の陳情が、四日市市総合計画における老人福祉センターの配置計画(中央部のA型を中心に、北部・西部及び西南部のB型3館との連携による全市的老人福祉センター事業の充実)に合致するものとして、昭和53年12月に定例市議会において採択されました。一方、閉鎖されることとなった民間の青少年育成施設を活用して有効に施設整備を図る考えから、昭和54年1月から所有者との交渉が行われています。

(参考)西南総合福祉センター土地建物の移動の経緯



当該物件は、四日市市の依頼に基づいて四日市市土地開発公社が、土地建物を 民間の第三者から 85,000 千円で代行買収した後、昭和 55 年 5 月 1 日に四日市市 社協に改修整備費・利息・事務費等を含めて、96,002 千円で引継がれています。 四日市市・四日市市社協・四日市市土地開発公社の三者による覚書では、その後 の管理に要する費用は、四日市市社協の負担とするものとされています。

四日市市社協は、取得資金 96,002 千円の内、72,000 千円については社会福祉事業振興会融資を受けています。残額の資金源泉については確認できませんでしたが、実質的には四日市市からの補助と考えられます。四日市市では、当該物件の取得が四日市市の意向によるものであることから、西南総合福祉センターの運営費(借入利息を含む)について、運営補助金を交付することとなったようですが、当初の運営補助金の交付にあたっての審査資料・交付決定資料は確認することができませんでした。

(仮称)西南部福祉施設整備計画では、当該物件は、老人福祉センター(B型)及び青少年の家として整備される予定でしたが、施設種別は「第二種社会福祉事業施設 総合福祉センター」であり、老人福祉センターとしては位置づけられていません。その経緯についても介護・高齢福祉課に質問しましたが、回答は得られませんでした。

「四日市市西南総合福祉センター設置及び管理運営規程」では、西南総合福祉センターについて、社会福祉法第2条第1項及び第3項に規定する第二種社会福祉事業を行う総合福祉センターとして設置するとしていますが、当該規程は社会福祉法の改正前の条文を参照しているものと思われ、現在の社会福祉法の条文とは整合していないため、規程を改めることが適切です。【注意】

四日市市社協に質問したところ、「西南総合福祉センターの行う事業は、現在の社会福祉法の第2条3項4号(老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業)に該当する第二種社会福祉事業である、と理解している。」との回答とでした。従って、中央老人福祉センター及び西老人福祉センターと同様のサービスを提供することが基本であるという認識です。

(2)寿楽園

ア 平成 13 年度の歳入・歳出の状況

寿楽園の平成13年度の歳入・歳出の状況は表4-2のとおりです。

この表から、歳入に関しては、寿楽園の財源の半分程度が国及び県からの支出金並びに入所者の負担金により賄われており、残りを四日市市が一般会計で賄っていることがわかります。また、歳出に関しては、需用費(光熱水費・修繕費・消耗品費等)と委託料(給食業務委託等)で歳出の四分の三超を占めていることがわかります。

表 4-2 寿楽園の平成 13 年度の歳入・歳出の状況 (単位:千円)

て加え口の方人の	(+12.111)
当初予算	決算
62,894	56,857
39,998	34,761
38,284	33,059
1,714	1,702
22,896	22,096
18,674	16,040
100	110
4,122	5,946
62,414	64,050
125,308	120,907
1,970	1,969
8,849	8,509
627	618
113	49
29,042	30,696
649	430
71,691	66,628
1,496	1,322
1,000	819
23	-
237	200
9,611	9,665
125,308	120,907
	当初予算 62,894 39,998 38,284 1,714 22,896 18,674 100 4,122 62,414 125,308 1,970 8,849 627 113 29,042 649 71,691 1,496 1,000 23 237 9,611

歳入歳出決算書及び財政課の資料より作成

(注) 当表には、社会福祉総務費で支出されている寿楽園勤務の市の正職 員(17名)に係る給料・職員手当及び共済費は含まれていません。

イ 出納その他の事務に関する事項

(ア) 委託契約に関する事項

寿楽園における平成13年度の委託契約のうち、主なものは表4-3のとおりです。

(単位:千円)

66.628

表 4-3 寿楽園の主な委託契約

業務内容	契約金額
給食業務	58,638
建物清掃業務(床・ガラス)	1,701
耐震診断調査業務	1,093
汚水処理施設維持管理業務	995
建物清掃業務(管理棟・居室棟)	939
エレベーター保守点検業務	724
その他	2,536

寿楽園平成 13 年度行政監査資料より作成

また、寿楽園における平成 12 年度及び平成 13 年度の委託料及び委託料に占める給食業務委託費の状況は表 4-4 のとおりです。

表 4-4 委託料の推移

合計

(単位:千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度
委託料	66,756	66,628
うち、給食業務委託費	59,721	58,638
給食業務委託費割合	89.5%	88.0%

四日市市歳入歳出決算書および寿楽園行政監査資料より作成

平成 12 年度から平成 13 年度にかけて、業務委託の内容に大きな変化がなかったため、委託料はほぼ同水準で推移しています。なお、上記委託料の大半が給食業務委託費となりますが、この割合についても同水準で推移しています。なお、平成 12 年度と比較し、平成 13 年度の給食業務費が 1,083 千円減少していますが、これは平成 13 年度において、入院者が多かったため配膳実数が少なかったことによります。

また、寿楽園における平成 12 年度及び平成 13 年度の委託料の総経費に占める割合は表 4-5 のとおりです。

表 4-5 委託料の対総経費割合

(単位:千円)

	平成 12 年度	構成比	平成 13 年度	構成比	
委託料	66,756	23.3%	66,628	23.4%	
人件費	167,655	58.7%	173,841	61.2%	
その他の経費	51,350	18.0%	43,800	15.4%	
総経費	285,762	100.0%	284,269	100.0%	
委託料の総経費(人件	56.	504	60.3%		
費除く)に占める割合	30.3	J <i>7</i> 0	00.	370	

四日市市歳入歳出決算書および寿楽園行政監査資料より作成

寿楽園では現在既に給食業務を委託していることから、人件費を除く経費のうち50%以上が委託料となっています。そして、人件費、委託料を除いた経費のうち、約30百万円が光熱水費や修繕費、消耗品費等の需用費、また約9百万円が入所者の小遣費、入院費等の扶助費であり、その大半を占めています。こうした費用は固定的なものであり、外部委託により効率化が期待できるものではありません。従って、現在の職員の配置を前提とした場合には、さらなる外部委託による効率化の余地は少ないと考えられます。

給食業務委託の契約締結は、プロポーザル形式により 5 業者から選定した者と の随意契約によっています。

四日市市の契約施行規則によると、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項に定められる随意契約によることのできる額の範囲は、給食業務委託については例示列挙されている業務のその他の業務に当てはまり、50 万円以下となっています。50 万円を超過する給食業務委託契約は、競争入札により締結されるのが原則ですが、老人福祉施設における給食業務は、価格面よりむしろ業者の理念や業務管理体制が重要であり、一般競争入札に付するとそうした価格以外の面を比較することが困難との判断により、随意契約により締結されました。これは、地方自治法施行令 167 条の 2 第 4 項 (競争入札に付することが不利とみとめられるとき)に該当するものと考えられ、入札ではなく随意契約である点に問題はないと思います。また、平成 13 年度分の給食業務委託料については、契約書及び支出負担行為書と一致していました。

なお、給食業務委託契約以外の委託契約についても随意契約ですが、50万円以上の委託契約は市の調達契約課にて行われており、原則として見積合わせによっています。また、50万円未満の委託契約で、寿楽園にて契約が行われる分についても、特殊業務を除いては2社以上の見積合わせが行われており、この意味で事務処理は適切でした。

(イ)人件費に関する事項

寿楽園の平成 12 年度及び平成 13 年度の人件費、一人あたり人件費及び人件費率は表 4-6 のとおりです。

表 4-6 人件費、一人あたり人件費及び人件費率の推移 (単位:千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度
人件費(千円)	167,655	173,841
(うち、臨時職員分)	(10,175)	(10,478)
総経費(千円)	285,762	284,269
正職員数	16 人	17 人
嘱託職員数	3 人	2 人
臨時職員数	4 人	4 人
一人あたり人件費	0.000	0.500
(臨時職員除く)	8,288	8,598
人件費率	58.7%	61.2%

四日市市歳出歳入決算書及び人事部作成資料より作成

また、平成13年度の職員・入所者一人あたり人件費及び人件費率につき、他都市の施設と比較した結果は表4-7のとおりです。

表 4-7 職員・入所者一人あたり人件費及び人件費率の他都市施設との比較

	四日市市	鈴鹿市	桑名市	社会福祉法人
	(寿楽園)	(南山荘)	(清風園)	運営の A 養護
				老人ホーム
人件費(千円)	173,841	103,424	95,178	141,954
総経費(千円)	284,269	138,438	137,164	210,144
うち、臨時職員を除いた人	162.262	00.741	02.002	120.072
件費(千円)	163,362	92,741	92,982	139,873
臨時職員を除く職員人数	10	1.4	1.4	20
(人)	19	14	14	20
臨時職員を除く職員一人	0 500	6 604	6 6 4 1	6,002
あたり人件費(千円)	8,598	6,624	6,641	6,993
入所者数(人)[定員]	117[120]	45[50]	48[50]	100[100]
入所者一人あたり人件費	1 405	0.000	1 000	1.410
(千円)	1,485	2,298	1,982	1,419
人件費率	61.2%	74.7%	69.4%	67.6%

- (注)1. 比較施設は、三重県内かつ四日市近隣都市の養護老人ホームを抽出しました。
 - 2. 市営のものについては、平成13年度各市歳出歳入決算書により作成しました。また、 A養護老人ホームは、社会福祉法人会計基準に準拠した決算書を基に、他との比較 を容易にするため、総経費は非現金支出である減価償却費を除いて算定しました。
 - 3. 職員数および入所者数は、平成14年11月時点での各施設の回答によっています。

ここで、寿楽園の臨時職員を除く職員一人あたり給与が高いのは、職員の平均年齢が高いことが理由として考えられます。他都市の養護老人ホームの職員平均年齢は、40歳代であるのに対し、平成14年6月時点の寿楽園職員の平均年齢は54.3歳となっています。また、人件費率が他都市と比較して低いのは、給食業務を外部委託しているためであり、他都市の養護老人ホームでは、給食業務の外部委託は行われていません。寿楽園で給食業務が外部委託されていることを考慮すると、寿楽園の人件費率が他の施設よりも低水準にあるとは言えません。

また、四日市市全体の職員の平均年齢が、平成 13 年 4 月現在で 42.7 歳であることからすると(四日市市平成 13 年度統計資料より)、寿楽園職員の平均年齢は四日市市の中においても高い水準にあると言えます。

なお、鈴鹿市の養護老人ホーム「南山荘」は既に平成16年4月から民間の社会福祉法人に設置・運営委託されることが決定していますが、設置主体や運営を民間に委託するにあたっては、人件費等のコスト削減のため以上に、サービスの維持・向上の観点からの配慮が必要です。

次に、人件費の計上の正確性を確かめるため、寿楽園の平成 13 年 12 月支払分の給与につき、給与台帳より正職員 1 名、嘱託職員 1 名、臨時職員 1 名を任意に抽出し、各基礎資料と照合した結果、正職員及び嘱託職員については、基本給与、時間外勤務手当、特殊勤務手当、夜間手当ともに平成 13 年 12 月時点の号級、及び平成 13 年 11 月の勤務実績簿に基づき正しく記帳されていました。また、臨時職員の平成 13 年 12 月支払分の賃金手当は 12 月の出勤証明書の出勤日数、時間外勤務時間及び承認済の時間単価に基づいて正しく記帳されていました。

(ウ)出納に関する事項

寿楽園では、現金の出納事務は行っていませんが、歳出予算の執行については 資金前渡により支出事務を行っています。一方、歳入については、職員給食代金 等に係る収入調定に関しては寿楽園で行っており、入所者負担金等措置に係るも のは介護・高齢福祉課で行っています。 公金ではありませんが、寿楽園の事務事業執行に関して資金管理上問題となるのは、施設入所者からの預り金(私金)です。この預り金は、現場調査日(平成 14年8月23日)現在、総額で約2億8千万円(117名)あるとのことでした。施設入所者からの預り金については、事故があってはならないことから公金と同様の保管・管理を行っています。

施設入所者からの預り金は「入所者預り金管理に係る実施要綱」に基づいて処理されています。施設入所者から預かっている預金通帳及び銀行届出印は「入所者預り金管理に係る実施要綱」に基づき、また、預り金に係る出金依頼書及び諸領収書等は「入所者預り金管理に係る実施要綱」に基づき、夫々、金庫に保管されており、鍵は所定の管理者が適切に管理していました。

(エ)固定資産に関する事項

a 公有財産の利用状況及び公有財産台帳の整備状況について

公有財産の利用状況及び公有財産台帳の整備状況に関して、調査した結果は、 以下のとおりです。

取得後の公有財産と公有財産台帳の定期的な照合が行われていません。会計規則には定めはありませんが、公有財産と公有財産台帳を定期的に照合し、公有財産の状況を把握することは管理上不可欠であると思います。少なくとも1年に1回程度は公有財産と公有財産台帳を照合し、公有財産の状況を把握することが望まれます。【意見】

実際に使用しているが公有財産台帳への記載が漏れているもの(プレハブ(2棟)、エレベーター棟、エレベーター、駐輪場、築山、投光器設備及び放送設備)が見受けられました。「四日市市公有財産事務取扱規程」第15条第4項に基づき、適切に公有財産台帳に記載し、「四日市市公有財産事務取扱規程」第5条に基づき、管財課長へ迅速に報告することが必要です。【指摘】

未使用で実質的に廃棄状態にあるもの(浴槽循環濾過設備)が、公有財産台帳上記載されています。廃棄する費用の予算がとれないとの理由により放置された 状況にあります。

工作物について、公有財産台帳と現物の照合が困難なものが見受けられました。公有財産台帳の種目の記載が具体性に欠けている(例:保安設備)ことや、類似(例:空気調和設備と冷暖房換気設備等)あるいは複数の公有財産について同の記載(例:給排水設備)がなされていることが原因です。公有財産台帳上具体的な記述をし、公有財産台帳と現物の対応を明確にすることが適切です。【意見】

四日市市公有財産事務取扱規程別表(第15条関係)公有財産区分種目表によると、「舗床」は工作物として公有財産台帳に記載しなければなりませんが、駐車場の舗装費用が建物の取得原価に含まれ、建物として公有財産台帳に計上されてい

ます。「四日市市公有財産事務取扱規程」第 15 条第 4 項に基づき、建物から分離 し工作物として公有財産台帳に記載する必要があります。【指摘】

b 登記に関する事項

寿楽園の建物は四日市市所有ですが、不動産登記がなされていません。「四日市市公有財産規則」第3条には、「不動産を取得したときは、遅滞なく登記をしなければならない。」とあります。しかし、建物については不動産登記法附則(昭和35・3・31法律14号)第5条により、表示の登記等は当分の間登記申請の必要がないとされているため、四日市市の管財課では登記不要と解しています。従って、台帳の整備がより重要になります。【意見】

c 固定資産の改良及び修繕に関する事項

改修及び修繕に際しての支出を、公有財産の取得原価に算入するかあるいは修繕費として処理するかの規程または具体的な判断基準はなく、営繕課と請負業者がその都度公有財産の取得原価に算入するか、修繕費として処理するかの判断を行っています。普通建設事業費の内、公有財産台帳に記載するものの範囲を明確にすることが適切です。【意見】

d 現物寄附の取扱に関する事項

寄付により受入れた物品は、予算には無関係であるため、備品台帳に記載するのみでよいとされています。寿楽園では、カラオケ機器等の利用が多く修理を要するものは備品台帳に記載されていますが、マッサージ機等の利用のない物品については記載していません。台帳上、記載要否の区分が不明確であり、また、取得の経緯が明らかでないので、明確にすることが望ましいと思います。【意見】

e 寿楽園の時価

平成13年度末の寿楽園の土地・建物及び工作物の時価相当額を試算した結果は、表4-8のとおりです。

表 4-8 寿楽園の主要資産の時価相当額

(単位:千円)

所有者	科目	取得原価	時価相当額
四日市市	土地	48,468	297,589
	建物	554,068	237,460
	工作物	97,406	11,095
	合計	699,943	546,146

(注)時価相当額の算出方法

土地は、固定資産税評価額(平成12年4月1日現在)により評価し、 建物及び工作物は法人税法に定める定率法、耐用年数及び残存 価額を用いて減価償却を行い、未償却残高を時価としました。

これによると、建物等は一番古いもので 27 年(最も古いものは納骨堂で 33 年)を経ており、数字の上からも、老朽化が進んでいるといえます。一方で、土地は開設以来 50 年経ち、近隣の市街化等により、評価額が上がっていることがわかります。

(オ)措置費に関する事項

a 措置者等からの費用徴収

老人福祉法第 28 条では、養護老人ホームへの入所等の措置に係る費用については、当該措置者(入所者)又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができると規定されています。

四日市市では、措置開始通知書(次年度以降は老人ホーム入所者負担金決定通知書)により、各入所者の負担月額を通知するとともに、入所者の口座から負担金の自動引落が行われています。平成13年11月分の負担金徴収について、サンプルを9件抽出し、徴収金額の徴収金額表との整合性、並びに、口座引落を確認したところ、処理は正しく行われていました。

b 福祉事務所への措置費請求

老人ホームの長(寿楽園園長)は、毎月分の措置費について、翌月7日までに、 措置費精算(返納)書により、福祉事務所長に報告を行うことになっています(四日 市市老人福祉法施行細則第10条)。平成13年11月分の措置費精算(返納)書につ いて、各項目の計算の妥当性を確認したところ、所定の方法に基づいて、正しく 作成されていました。

(カ)生活管理指導短期宿泊事業に関する事項

四日市市では、基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ることを目的として、生活管理指導短期宿泊事業を行っています。利用にあたっては、事前に利用券の交付を受けた上で施設を利用し、宿泊終了時に、施設に対して短期宿泊利用票を提出する事となっています。また、利用者は、宿泊に要する費用として、1日あたり1,160円を負担することとなっています(ただし、生活保護世帯に属するものは免除)。平成13年11月の生活管理指導短期宿泊事業の利用(計6件)について、利用実績の資料と、短期宿泊利用票の整合性を確認するとともに、利用者からの利用料の徴収の妥当性並びに収入調定手続の妥当性を確認したところ、1件について、利用実績には7日と記載されているにもかかわらず、利用票は8日となっており、8日分の利用料が徴収されていました。調査したところ、利用日数の変更に伴って、利用実績の記載が変更されなかったものでした。帳票類は、事実に基づいて、正確に記録するよう留意してください。【注意】

ウ 寿楽園の今後の方向性についての検討

従来は、インプット(何にいくら使ったか)が行政評価の判断基準でしたが、今日では、公平性を前提とした効率性に重点を置き、限られた財源の中での住民の満足度の極大化が求められるようになりました。一方、民間企業も事業実施に関する技術やノウハウを蓄えると同時に、従来は行政がサービスを担ってきた分野についても、業務の活動範囲を広げ、さまざまな工夫を試みています。このような状況のもと、四日市市において、施設の効率的運営という観点から、公の施設の民営化・外部委託の検討が進められており、乳児院及び児童養護施設として設置されている「希望の家」を平成15年4月1日から、社会福祉法人に移管するべく、対応が進められています。寿楽園に関しては、そもそも救貧院として開設された経緯があり、給食業務の委託化は行われていますが、具体的な民営化の検討は行われておりません。しかし、「希望の家」と同じく、民間への移管により、

施設長・中心職員の異動がなく、長期的な視点から施設サービスが提供できる、 老人福祉の仕事を希望する職員による運営ができる、 施設の柔軟性・機動性 を発揮し、入所者に対してより適切な処遇ができる、などのメリットを生かすと いう方策も考えられます。新・行財政改革大綱「第2次実施計画」(平成13年度~平成15年度)においても、寿楽園の管理運営の委託は検討項目にあがっています。「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治法の趣旨に則り、今後の寿楽園のあり方について、四日市市として検討を進めることが適切であると考えます。【意見】

(3)中央老人福祉センター及び西老人福祉センター並びに西南総合福祉センター

ア センターの目的等

四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例、四日市市老人福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則、四日市市西南総合福祉センター設置及び管理運営規程、契約書、四日市市社協で作成されたパンフレット等を利用して把握した各センターの目的等をまとめると、表 4-9 のとおりです。

表 4-9 各センターの目的等

		1	1	
施設	经 名	中央老人福祉センター	西老人福祉センター	西南総合福祉センター
目的]	地域の老人に対して、健康	多年にわたり社会の進展に	総合福祉センターとしての
		の増進、教養の向上及びレ	寄与してこられた老人、障	機能化を図り各種団体の多
		クリエーションのための便	害者に対し、健康で明るい	角的な活用を促進して、子
		宜を総合的に供与し、施設	生活を営んでいただくため	供から老人まで、地域の全
		の諸設備、機能を老人の	に各種の相談に応じるとと	ての方たちの幸せを高める
		方々が主体的かつ積極的	もに、健康の増進、教養の	عے
		に使用することにより、生活	向上及びレクリエーションの	
		を豊かにしていただくこと	ための便宜を供与すること	
主な	事業内容	•保健相談、機能回復訓練	・健康相談(血圧測定)	•福祉相談
		相談、健康相談	•入浴設備(温泉)	•入浴設備
		•入浴設備	・カラオケ	・各種サークル(陶芸、油
		・各種教室(ワープロ、民	•囲碁、将棋	絵、民謡、大正琴、カラオ
		謡、茶道、詩吟、水墨画)		ケ、ダンス、美容体操、囲
		囲碁、将棋		碁)
				卓球、ビリヤード
	利用できる方	四日市市、三重郡菰野町、	四日市市、三重郡菰野町、	四日市市に住んでいる方
利		朝日町、川越町、楠町に住	朝日町、川越町、楠町に住	
利用案内		んでいる、おおむね 60 歳以	んでいる、おおむね 60 歳以	
内		上の方	上の方又は障害者手帳を	
			お持ちの方	
		1	1	

		,	7
利用申込	団体利用の場合は7日前ま	団体利用の場合は7日前ま	団体利用の場合は7日前ま
	でに使用申請書を提出し、	でに使用申請書を提出し、	でに使用申込書を提出し、
	市長承認を得る。個人は使	市長承認を得る。個人は使	会長承認を得る。個人は使
	用当日口頭で申出。	用当日口頭で申出。	用当日口頭で申出。
使用料	無料	無料	無料
開館時間	午前 9 時 30 分~午後 4 時	午前 9 時 30 分~午後 4 時	午前 9 時 30 分~午後 4 時
休館日	毎週月曜日(敬老の日にあ	毎週月曜日(敬老の日にあ	毎週月曜日(敬老の日にあ
	たるときは除く)	たるときは除く)	たるときは除く)
	祝祭日(敬老の日を除く)	祝祭日(敬老の日を除く)	祝祭日(敬老の日を除く)
	1月2日~1月4日及び12	1月2日~1月4日及び12	1月2日~1月4日及び12
	月 28 日~12 月 31 日	月 28 日~12 月 31 日	月 28 日~12 月 31 日
所在地	四日市市日永東	四日市市西坂部町	四日市市波木町
施設種別	老人福祉センターA型	老人福祉センターB 型	第二種社会福祉事業施設
			総合福祉センター
設置主体	四日市市	四日市市	四日市市社協
運営主体	四日市市社協	四日市市社協	四日市市社協
敷地面積	1981.00 m ²	2703.58 m ²	2185.51 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨 2 階建	軽量鉄骨平屋建
			鉄骨一部 3 階建
開館	昭和 49 年 6 月	昭和 55 年 5 月	昭和 55 年 5 月
Dバス	あり	あり	あり(要望に応じて運行)
	使用料 開館日 休館日 施 置営地 進 主主	でに使用申請書を提出し、 市長承認を得る。個人は使 用当日口頭で申出。 使用料 無料 開館時間 午前9時30分~午後4時 休館日 毎週月曜日(敬老の日にあ たるときは除く) 祝祭日(敬老の日を除く) 1月2日~1月4日及び12 月28日~12月31日 所在地 四日市市日永東 を人福祉センターA型 設置主体 四日市市社協 敷地面積 1981.00 ㎡ 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 開館 昭和49年6月	でに使用申請書を提出し、市長承認を得る。個人は使用当日口頭で申出。

イ 委託料・補助金の状況

各センターは、運営管理委託もしくは運営補助の形で四日市市社協が運営管理 しています。平成 11 年度から 13 年度の委託料(補助金)の状況は、表 4-10 のとお りでした。

表 4-10 委託料(補助金)の推移

(単位:千円)

施設名	区分	平成 11 年度	平成 12 年度		平成 13 年度	
	四刀	金額	金額	前期比	金額	前期比
中央老人福祉センター	委託料	28,928	30,073	104.0%	29,394	97.7%
西老人福祉センター	委託料	18,236	14,645	80.3%	14,565	99.5%
老人福祉センター計	委託料	47,165	44,719	94.8%	43,959	98.3%
西南総合福祉センター	補助金	23,000	21,714	94.4%	17,994	82.9%

(注)四日市市と四日市市社協の委託契約は、老人福祉センター2ヶ所の合計額で行われており、センター毎の金額は四日市市社協の資料によります。

行政監査調書・四日市市社協の決算書より作成

この表から、老人福祉センターの委託料は若干減少していることがわかります。 委託料(補助金)の額は、管理運営に係る積上予算をベースに四日市市との折衝の 上、決定されており、毎年、内容の見直しは行われていますが、費用の発生状況 に大きな変化はありませんでした。一方、西南総合福祉センターに関しては、設 備資金借入金の償還に係る費用が運営補助金の額に含まれており、平成 12 年度で 医療事業団の借入金の償還が完了(平成 12 年度の当該項目に対する補助金の額は 3,682 千円)した結果、平成 13 年度の補助金の額が減少しています。

また、中央老人福祉センター及び西老人福祉センターの平成 13 年度の委託料が 契約どおりに支払われ、年度末に残額の精算が行われていること、並びに、西南 総合福祉センターの補助金の交付が決定通知どおりに行われ、年度末に変更分の 精算が行われていることを確認しました。

なお、平成 13 年度の中央老人福祉センター及び西老人福祉センターの管理受託 契約に関する回議が四日市市社協において、平成 13 年 4 月に行われておりました が、平成 13 年度の契約については、平成 12 年度中に契約手続を行うことが適切 ですので、留意してください。【注意】

ウ センターの収支状況

平成 13 年度の各センターの収支状況は表 4-11 のとおりです。2 ヶ所の老人福祉センターは施設の運営管理受託であるのに対し、西南総合福祉センターは四日市市社協が設置し、運営補助を受けている施設のため、収入の構成は異なっていますが、支出の構成比については、3 センターで大きな違いはありません。

表 4-11 平成 13 年度の各センターの収支

(単位:千円)

		中央老人福祉センター		西老人福祉センター		西南総合福祉センター	
	勘定科目	決算	構成比	決算	構成比	決算	構成比
	収入	29,394	100.0%	14,568	100.0%	18,119	100.0%
	補助金収入	_	0.0%	-	0.0%	17,994	99.3%
経堂	受託金収入	29,394	100.0%	14,565	100.0%	1	0.0%
経常活動による収支	雑収入	_	0.0%	3	0.0%	124	0.7%
割に	支出	29,286	100.0%	14,532	100.0%	17,817	100.0%
る。	人件費支出	19,456	66.4%	9,268	63.8%	10,663	59.9%
収	事務費支出	4,258	14.5%	3,130	21.5%	3,726	20.9%
	事業費支出	5,472	18.7%	2,133	14.7%	3,427	19.2%
	助成金支出	100	0.4%	_	0.0%	-	0.0%
経常	:活動資金 収支差額	107		35		301	
施設	と 整備等資金収支差額	_		_		Δ 301	
財務	S活動等等資金収支差額	Δ 107		Δ 35		_	
当期]資金収支差額合計	_		_		-	

四日市市社協の資金収支決算書より作成

(注)西老人福祉センターの温泉使用料に関する契約(年間使用料 4,837 千円)は、四日市市と第三者(温泉権者)の直接契約であり、上表の収支決算書には含まれていません。

また、西老人福祉センターの土地(年間賃借料 1,176 千円)、西南総合福祉センターの土地の一部(年間賃借料 500 千円)は第三者から四日市市が賃借していますが、これらも、上表の収支決算書には反映されていません。

エ センターの利用状況

中央老人福祉センター・西老人福祉センターの利用者は、四日市市・三重郡菰野町・同楠町・同朝日町及び同川越町に居住するおおむね60歳以上の者とされているのに対し、西南総合福祉センターの利用者は、四日市市に住んでいる方とされています。老人福祉センターと総合福祉センターとで利用者の範囲は異なりますが、これらのセンターが類似施設であるという認識の下に、利用者の状況を見てみました。平成12年度及び平成13年度の中央及び西老人福祉センター並びに西南総合福祉センターの利用者数の推移は表4-12のとおりです。

なお、西南総合福祉センターについては、四日市市社協では、老人福祉センターに準ずる施設として認識しているものの、利用者がおおむね 60 歳以上の方に限られていないことから、年齢別の利用者数が把握されていないかを質問しましたが、同センターでは、大人と子供の区分しか把握されていなかったため、総利用者で比較しています。

表 4-12 利用者数の推移

	中共	央老人福祉1	センター	西老人福祉センター		西南総合福祉センター		2ンター	
	開設	利用者計	一日あたり	開設	出田本計	一日あたり	開設	利用者計	一日あたり
	日数	利用有司	利用者数	日数	利用者計	利用者数	日数	利用有司	利用者数
平成 12 年度	295日	57,864 人	196 人	295日	47,245 人	160 人	294日	26,977 人	91 人
平成 13 年度	293 日	57,840 人	197 人	296 日	56,070 人	189 人	296 日	26,538 人	89 人

各センターからの入手資料より作成

各センターで、事業目的・利用者の範囲が異なるため、単純な比較はできませんが、この表から、中央老人福祉センター・西老人福祉センターと比べて西南総合福祉センターの利用者数がかなり少ないことがわかります。その理由について西南総合福祉センター長に質問したところ、施設が老朽化していること、郊外のはずれに立地していることなどが考えられるとの回答でした。

次に、平成13年度の経常収支と利用者数から利用者1人あたりの管理運営コストに相当する金額を計算すると、表4-13のとおりです。

表 4-13 利用者一人あたりの管理運営コスト

	中央老人	西老人	西南総合
	福祉センター	福祉センター	福祉センター
経常支出	29,286 千円	14,532 千円	17,817 千円
利用者数	57,840 人	56,070 人	26,538 人
利用者1人あたり経常支出	506 円	259 円	671 円

施設設置の効果を利用者数という指標から見てみると、西南総合福祉センターにおける、利用者 1 人あたりの経常支出(管理運営コスト)は、西老人福祉センターの 2 倍以上の金額となっており、費用対効果の観点からは、西南総合福祉センターの効率が最も低いということができます。ただし、既述の、西老人福祉センターの温泉使用料(4,837 千円)を経常支出として考慮すると、西老人福祉センターの利用者一人あたり経常支出は 345 円となります。

なお、平成 13 年 10 月 1 日現在の、四日市市の 60 歳以上の人口(住民登録人口) は 65,940 人、平成 13 年度の 3 センターの延利用者数 140,448 人であることから、四日市市在住の 60 歳以上の人が、あまねくセンターを利用したと仮定すると、一人あたりの年間利用回数は 2 回程度という計算になります。

オ 会計処理に関する事項

(ア)予算の執行及び支出等に関する書類の閲覧

四日市市社協の老人福祉センター及び総合福祉センターにおける予算の執行及び支出に関する書類には、「予算執行伺兼契約締結伺」及び「支出伺」があります。「予算執行伺兼契約締結伺」は、予算執行の決裁を受けるための書類であり、これが承認されると、支出を行うための決裁書類である「支出伺」が作成され、承認の上、支払が行われます。これらの書類を閲覧し、契約締結が所定の規程(社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会会計規程)に準拠して実施されているかについて検討しました。

平成 13 年度の予算執行兼契約締結伺及び支出伺には、起案日・決裁日及び決裁 区分の記入漏れが数件見受けられました。決裁日等の記入は事実に基づき、漏れ なく記入を行うよう留意してください。【注意】

また、平成 13 年度の支出伺綴の中から任意に 8 件の支出伺を選び、それに対応

する予算執行伺兼契約締結伺を確認したところ、適切に作成されていました。

(イ)証憑突合

平成 13 年度の各老人福祉センター及び総合福祉センターの事務費支出(人件費以外の経費支出)合計の 7.8%にあたる金額(中央福祉老人福祉センター 4件、西老人福祉センター 4件、西南総合福祉センター 3件)について、請求書、振込受付証等の証憑と突合を行い、また、正確な金額にて起票が行われているかについて検討しました。その結果、会計伝票は、支出伺及びその証憑資料と一致しており、正確な金額により起票されていました。

カ 規程の整備状況に関する事項

(ア)四日市市社協経理規程について

a 予算伺兼契約締結伺及び支出伺の形式

予算伺兼契約締結伺及び支出伺は、四日市市社協の旧経理規程の細則によって定められているものです。現在の経理規程は平成13年度から適用されていますが、その細則については整備中であり、予算伺兼契約締結伺や支出伺等の様式は旧規程のまま平成13年度も引き続き使用されていました。現行の新規程に対応する細則の整備を急ぎ、その際には事務処理書類の様式簡素化による業務の効率化についても考慮して様式を定めることが望まれます。【意見】

b 契約の締結方法についての規程

地方自治法第 234 条(契約の締結)の定めにあるように、四日市市社協において も、四日市市社会福祉協議会会計規程により、原則として契約は一般競争入札に よることとされ、一定の要件を満たす場合は指名競争入札、さらに特定の要件を 満たす場合には随意契約によることができるとされています。四日市市及び四日 市市社協の規程によると、随意契約可能な金額の上限は表 4-14 のとおりとなって います。

表 4-14 四日市市・四日市市社協 随意契約可能金額の上限

		地方自治法施行令	四日市市	四日市市社協
1	工事又は製造の請負	130 万円	130 万円	250 万円
2	財産の買入れ	80 万円	80 万円	(※)160万円
3	物件の借入れ	40 万円	40 万円	_
4	財産の売払い	30 万円	30 万円	_
5	物件の貸付け	30 万円	30 万円	
6	全各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	50 万円	100 万円

(注)四日市市社協の会計規程では「財産の買入」(※)は「食料品・物品等の買入」と表現されています。

四日市市契約施行規則第令 30 条の 2 別表(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1項(に定める額の範囲)及び四日市市社会福祉協議会会計規程 56 条 3 項より作成

上表から、四日市市社協がその会計規程にて定める随意契約金額の上限は、四日市市がその契約施行規則に定める基準よりも緩い基準で設定されていることがわかります。これは、四日市市社協が厚生労働省の「社会福祉法人における入札契約等の取扱について」に基づいて、全国社会福祉施設経営者協議会が作成した「社会福祉法人モデル経理規程」をそのまま採用したことによります。現状の各老人福祉センター及び総合福祉センターにおける支出科目は、人件費を除くと、1,000 千円前後となっており、従って、規程によれば、各老人福祉センター及び総合福祉センターにおける経費支出はその大半が競争入札によらなくてもよいこととなります。四日市市と比較して規模が小さい四日市市社協は、少なくとも四日市市の契約施行条例で定められている程度の基準によることが望まれます。【意見】

c 随意契約による見積合わせの基準

四日市市契約施行規則 29 条において、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を記し、二人以上から見積書を徴するものとするとあります。平成 13 年度の四日市市社協の随意契約物件について二人以上から見積徴収が行われている物件は半数以下となっていました(ここには、100 千円以上であっても、障害者雇用を行っている業者との個別随意契約も含まれています)。四日市市社協の管理運営上、100 千円以上の随意契約については見積合わせを入手することとされていたものの、明文化されていませんでしたが平成 14 年 7 月から、随意契約の場合における合見積りを入手すべき基準が内規として明確化されました。現在ではその内規に従い、5 万円以上の支出については 2 社以上の見積合わせを行った上で契約が締結されています。

キ 出納その他の事務に関する事項

(ア)外部業者への業務委託その他の契約事務に関する事項

四日市市社協の契約書綴にある、各老人福祉センター及び総合福祉センターの 平成 13 年度の主な委託契約には、清掃業務委託契約、設備取替工事委託契約、設 備点検委託契約があります。これら委託契約の金額を前年と比較したものが表 4-15 です。

表 4-15 委託料の比較

	平成 1	2 年度	平成 13 年度		
		事業活動支出		事業活動支出	
	金額	に占める	金額	に占める	
		委託料割合		委託料割合	
中央老人福祉センター	1,549 千円	5.2%	1,518 千円	5.2%	
西老人福祉センター	1,318 千円	9.0%	1,387 千円	9.5%	
西南総合福祉センター	791 千円	4.4%	898 千円	5.0%	

四日市市社協決算報告書より作成

各老人福祉センター、総合福祉センターともに、平成 12 年度及び平成 13 年度では業務委託の内容に変化がないため、金額及び事業活動支出に占める割合は同水準で推移しています。西老人福祉センターの委託費割合は、他のセンターよりも高くなっていますが、これは、西老人福祉センターでは職員数が少ないことから事業活動支出が少なくなるのに対し、設備の整備等に係る委託費は中央老人福祉センターと同程度に発生していることによります。また、抜き取りにより、主要な委託取引(中央老人福祉センター2 件、西老人福祉センター4 件、全センター委託費合計の 25%の金額)について、予算伺兼契約締結伺、支出伺及び請求書等の証憑書類と突合を行ったところ、いずれも正しく計上されていました。そして、それぞれの契約方法は四日市市社協の内規に準拠していましたが、見積合わせは行われていませんでした(清掃業務委託契約については、障害者の雇用を行っている業者の社会的意義を評価し、また各種点検の業務委託については、業務の特殊性から随意契約としていました。)。

(イ)人件費に関する事項

各老人福祉センター及び総合福祉センターの、平成 12 年度及び平成 13 年度 の人件費は表 4-16 のとおりです。

表 4-16 各センターの人件費の推移

(単位:千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度
中央老人福祉センター	19,413	18,921
職員数(うち、臨時職員数)	6.5 人(2 人)	6.5 人(2 人)
一人あたり人件費	2,986	2,911
西老人福祉センター	8,894	8,963
職員数(うち、臨時職員数)	3 人(1 人)	3人(1人)
一人あたり人件費	2,964	2,987
西南総合福祉センター	10,699	10,253
職員数(うち、臨時職員数)	4 人(2 人)	4 人(2 人)
一人あたり人件費	2,674	2,563

四日市市社協決算報告書より作成

(注)1. センターにおける職員は嘱託職員及び臨時職員で構成されています。

中央老人福祉センターの嘱託職員一名は他の高齢者福祉の業務を兼務していることから、その業務量を勘案し、当該職員を 0.5 人として換算しました。また、臨時職員数は年度中での増減があるため、予算要求段階の人数によっています。

2. 社会福祉法人の会計基準が改正されたことに伴い、四日市市社協では平成 13 年度の決算より発生主義会計によっています。一方、平成 12 年度は従来 の現金主義会計によっており、両者を直接比較することは不可能であるため、 それぞれ決算書の数値に調整を加えています。

また、各老人福祉センター及び総合福祉センターの平成 12 年度及び 13 年度の事業活動支出に占める人件費の割合(人件費率)は表 4-17 のとおりです。

表 4-17 各センターの事業活動支出に占める人件費割合

	平成 12 年度	平成 13 年度
中央老人福祉センター	65.6%	65.4%
西老人福祉センター	60.8%	62.6%
西南総合福祉センター	59.2%	58.3%

四日市市社協決算報告書より作成

(注)社会福祉法人の会計基準が改正されたことに伴い、四日市市社協では平成 13 年度の決算より発生主義会計によっています。一方、平成 12 年度は従来の現金主義会計によっており、両者を直接比較することは不可能であるため、それぞれ決算書の数値(事業活動支出及び人件費)に調整を加えています。

平成 12 年度から平成 13 年度にかけては、職員数の変化がないため、どのセンターも、人件費金額、一人あたり人件費及び事業活動支出に占める人件費割合はほぼ同水準で推移しています。なお、西南総合福祉センターの嘱託職員は館長と運転手のみで、嘱託職員の割合が小さいため、職員一人当り人件費及び人件費率ともに他のセンターより低くなっています。

なお、各老人福祉センター及び総合福祉センターの職員は嘱託職員及び臨時職員のみで構成されており、職員一人あたり人件費はセンター平均で 2,825 千円であり、雇用形態から、人件費水準は相当であると思われました。(ちなみに、平成13年度厚生労働省賃金構造基本統計調査によると、雇用人員数 100 人未満のサービス業の企業における一人あたり年間給与及び賞与は 4,136 千円です。)

次に、人件費の計上額の記帳の正確性を確認するため、西南総合福祉センターの平成 13 年 7 月支払分の人件費について検討した結果、嘱託職員及び臨時職員の人件費ともに、給与台帳及び勤務実績表等の基礎資料に基づいて正しく計上されていました。また、給与台帳における職員の号給は、四日市市社協の内規に定められた金額と一致していました。また、平成 13 年度期末決算時の未払給与の計上も正しく行われていました。

(ウ)現金出納に関する事項

現金出納事務は四日市市社協事務局が行っており、各老人福祉センター及び西 南総合福祉センターでは事務執行上、現金出納事務はないこととされています。 そのため、緊急の支出のために現金が必要となった場合には、職員による立替払 で対応していました。

(工)財産等及び固定資産に関する事項

各老人福祉センター及び西南総合福祉センターにおける四日市市の財産等の保 有状況及び四日市市社協の固定資産の保有状況は、表 4-18 のとおりです。

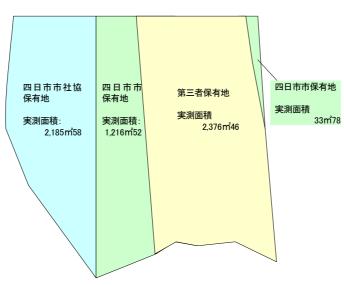
表 4-18 各センターの財産等及び固定資産の保有状況

所有主 施設	四日市市	四日市市社協
中央老人福祉センター	土地·建物·工作物·備品	車輌・備品
西老人福祉センター	建物・工作物・備品	車輌・備品
西南総合福祉センター	土地	土地・建物・建物付属設備・車輌・備品

- (注)1.西老人福祉センターは、土地の全てを第三者から四日市市が賃借しています。
 - 2.西南総合福祉センターは、土地の一部を第三者から四日市市が賃借しています。
 - 3.西南総合福祉センターの四日市市保有の土地は、四日市市社協に無償貸与されています。

(参考)西南総合福祉センターの土地の保有関係図

道路



a財産等及び固定資産の利用状況及び公有財産台帳等の整備状況について

< 中央老人福祉センター>

取得後の公有財産と公有財産台帳の定期的な照合が行われていません。会計規則には定めはありませんが、公有財産と公有財産台帳を定期的に照合し、公有財産の状況を把握することは管理上不可欠であると思います。少なくとも1年に1回程度は、公有財産と公有財産台帳を照合し、公有財産の状況を把握することが望まれます。【意見】

築庭(造園)として、公有財産台帳には3個とありますが、1個しか明確に確認できませんでした。現物と公有財産台帳の対応を明確にし、既に存在しな

いのであれば、「四日市市公有財産事務取扱規程」第 11 条及び第 12 条に基づき、廃棄伺を作成・提出すると同時に公有財産台帳から削除する必要があります。【指摘】

故障しており、廃棄状態にあるもの(インターホン)が固定資産台帳上記載 されていました。

四日市市公有財産事務取扱規程・別表(第 15 条関係)公有財産区分種目表によると、駐車場の舗装費用(舗床)は工作物として公有財産台帳に記載することになっていますが、建物の金額に含まれ、建物として公有財産台帳に計上されています。同規程に従って、建物から分離し、工作物として公有財産台帳に記載する必要があります。【指摘】

< 西老人福祉センター>

取得後の公有財産と公有財産台帳の定期的な照合が行われていません。会計規則には定めはありませんが、公有財産と公有財産台帳を定期的に照合し、公有財産の状況を把握することは管理上不可欠であると思います。少なくとも1年に1回程度は、公有財産と公有財産台帳を照合し、公有財産の状況を把握することが望まれます。【意見】

また、「四日市市会計規則」第 151 条に基づく、物品と帳簿の照合は行われていますが、物品の状況が帳簿に正しく反映されていないものが見受けられました。公有財産及び物品の状況が正しく把握されていない結果、公有財産台帳及び備品出納簿上記載されているが廃棄済のもの(冷暖房配管設備、冷暖房機器設備2個、囲障、マッサージ器4個、ソファー4個)が見受けられました。「四日市市公有財産事務取扱規程」第 11 条及び第 12 条並びに四日市市会計規則第 154 条に基づき、廃棄伺を作成・提出すると同時に公有財産台帳から削除する必要があります。【指摘】

また、門及び囲障の一部が取壊されていましたが、公有財産台帳は取得原価で記載されていました。四日市市公有財産事務取扱規程第8条第1項に基づき、管財課長へ報告する必要があります。【指摘】

現在使用中の公有財産で、公有財産台帳への記載が漏れているもの(浴室の増築、給水設備及びクーラー設備)が見受けられました。「四日市市公有財産事務取扱規程」第15条第4項に基づき、公有財産台帳に記載すると同時に、「四日市市公有財産事務取扱規程」第5条に基づき、管財課長へ迅速に報告することが必要です。【指摘】

未使用で実質的に廃棄状態にある工作物(焼却炉)が公有財産台帳上記載されています。廃棄する費用の予算がとれないとの理由により、放置された状況にあります。

平成 13 年度に購入したコピー機は、西老人福祉センターにありますが、 介護・高齢福祉課の物品として備品出納簿に登録されています。適切な管理の ために、備品出納簿上、所在を明確にすることが適当です。【意見】

< 西南総合福祉センター>

現在使用中の固定資産で、固定資産管理台帳への記載が漏れているもの (陶芸用建物、変電施設工事費及び庇)が見受けられました。「社会福祉法人 四 日市市社会福祉協議会 会計規程」第 46 条第 2 項に基づき、固定資産管理台 帳に記載し、四日市市社協会長へ報告する必要があります。【指摘】

建物3階は利用されておらず、過年度の書類等の置き場とされていました。 西南総合福祉老人福祉センターの建物及び土地の一部を小規模授産施設 に無償で提供しています。

実費相当額は徴収しているとはいえ、特定の団体に施設を無償で使用させることは、四日市市社協の判断ですが、西南総合福祉センターの「機能化を図り各種団体の多角的な活用を促進し、子供から老人まで、地域のすべての方たちの幸せを高める」という趣旨に相応するものであるか明確にしたほうがよいと考えます。たとえば、当該団体が使用している土地の一部は四日市市が四日市市社協に無償貸与しているものですから、当該団体に施設の一部を使用させることについての使用許可の手続をとること等が適切であると考えます。【意見】建物使用に関しては、当該団体から使用許可申請が提出され、四日市市社協で受理されていますが、土地使用(畑等として使用している部分)に関しては、使用許可申請は提出されていません。

b 登記に関する事項

老人福祉センターの建物は四日市市所有ですが、不動産登記手続がなされていません。「四日市市公有財産規則」第3条には、「不動産を取得したときは、遅滞なく登記をしなければならない。」とあります。しかし、建物については、不動産登記法附則(昭和35・3・31法律14号)第5条により、表示の登記等は当分の間登記申請の必要がないとされているため、四日市市の管財課で登記不要と解しています。従って、台帳の整備がより重要になります。【意見】

c 施設設備の改良及び修繕に関する事項

四日市市では、施設設備の改修及び修繕に際して、その予算執行を財産や物品の取得と考えるか、単なる支出とするのか明確な区分はありません。普通建設事業費の内、公有財産台帳に記載するものの範囲を明確にすることが適切です。【意見】

四日市市社協に関しては、「社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会会計規程」第43条において、固定資産の価値の増加又は耐用年数を延長するために要した支出は固定資産の帳簿価額に加算し、固定資産の現状維持に関する支出は修繕費とする旨規定されています。そこで、西南総合福祉センターにおいて平成13年度に計上された固定資産及び修繕費について検討してみました。支出伺及び請負業者からの見積書を確認した結果、急場用濾過ポンプ上屋を新たに設置する際の支出が修繕費として処理されていました。当該支出は現状維持的な性格のものではなく、建物の機能を高めるものであり、建物付属設備として固定資産管理台帳に計上することが適切であったと思われます。【意見】

d 受贈財産に関する事項

受贈財産のほとんどは社会福祉法人への寄附として登録されていることから、 受贈時の処理が「社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 会計規程」第21条に 基づき適切に行われているか検討した結果、寄附申請書及び受領書は所定の手続 に基づき作成されていました。

寄付により受入れた重要物品や、使用頻度が高く、頻繁に修繕を要するもの (カラオケ機等)に関しては資産(物品)計上しており、一方で、マッサージ機等の 未利用品の受贈については資産(物品)計上していない等、資産計上(台帳記帳)の 明確な基準はありませんでした。資産計上(台帳記帳)の明確な基準を設けること が適切です。【意見】

中央老人福祉センター及び西老人福祉センターにおいて、財産を受贈した時に、四日市市への寄附か四日市市社協への寄附かが明確に判断できないケースがありましたが、社会福祉への使用を希望する寄贈者の意向を考慮して、そのほとんどが四日市市社協の資産として登録されていました。

e 各センターの時価

平成 13 年度末における、各センターの土地・建物及び工作物の時価相当額を試算した結果は、表 4-19~表 4-21 のとおりです。

表 4-19 中央老人福祉センターの主要資産の時価相当額

(単位:千円)

所有者	科目	取得原価	時価相当額	
四日市市	土地	39,600	94,404	
	建物	105,243	29,554	
	工作物	35,894	9,699	
	(合計)	180,737	133,658	

表 4-20 西老人福祉センターの主要資産の時価相当額

(単位:千円)

所有者	科目	取得原価	時価相当額
四日市市	建物	103,709	42,170
	工作物	19,365	3,014
	(合計)	123,074	45,185

表 4-21 西南総合福祉センターの主要資産の時価相当額

(単位:千円)

所有者	科目	取得原価	時価相当額
四日市市	土地	56,215	30,983
四日市市社協	土地	39,965	44,195
	建物	63,246	13,689
	建物付属設備	1,401	824
	(小計)	104,613	58,709
	(合計)	160,828	89,692

(注)時価相当額の算出方法

四日市市の保有土地は、固定資産税評価額(平成 12 年 4 月 1 日現在)により評価し、四日市市社協の保有土地は、平成 14 年1月1日現在の固定資産税評価額によっています。建物、工作物及び建物附属設備は法人税法に定める定率法、耐用年数及び残存価額で減価償却を行い、未償却残高を算出しました。

これによると、各センターとも建物の老朽化が進んでいることが想像されます。 土地については、中央老人福祉センターは市の中心部にあるため取得時より評価 額は上がっていますが、西南総合福祉センターでは取得時より評価額は下がって います。

ク 各センターの今後について

四日市市が保有する2つの老人福祉センターは、20年以上が経過しており、遠

からず、施設の手直しを必要とする状況になっています。従って、この先通常の 運営経費に加えて維持・修繕のためのコストが増大することが考えられます。老 人福祉センターは、老人に対する各種相談・健康増進・教養の向上及びレクリエ ーションのための便宜を総合的に供与するという目的の下に設置され、これまで その役割を担ってきましたが、財政が厳しい昨今の状況下では、今後、住民に対 するサービスについても、取捨選択の上で提供していく必要が生じるものと思わ れます。老人福祉センターについても、相当の管理運営・維持コストを掛けて単 独で存続させることもあり得ますが、地区市民センター等への老人福祉センター の役割の統合、入浴券の交付等の形で、高齢者福祉の目的を遂行することも可能 ではないかと考えます。

一方、西南総合福祉センターについては、四日市市社協では老人福祉センターに準ずる施設として認識されていますが、利用者は老人に限られておらず、四日市市民であれば誰でも無料で利用できる施設となっており、このような施設は、他の市町村でも例を見ない施設であると思われます。また、センターの施設の一部は、陶芸サークル・彫塑等の特定のサークルの占有スペースとなっており、他の者が申請によりこれらのサークルに使用されている施設を利用することが可能であるとはいえ、特定の利用者の便宜を図っている側面があるといえます。更に、一団体のみに対して時間外利用が認められているなど、運用が適切でない部分があり、検討の余地があると思います。【意見】

管理面からみると、西南総合福祉センターは介護・高齢福祉課の所管となっていますが老人の利用統計はなく、視察した際も老人による利用の他、児童・壮年者により卓球等に利用されていました。一方、団体利用はいくつかのクラブによる、卓球・社交ダンス・カラオケ等の継続的な利用が多いように見受けられました。既述のとおり、補助金の交付の経緯も今日では明瞭でなく、現在の西南総合福祉センターの利用状況から考えると、介護・高齢福祉課が所管課として運営補助金を交付することは、利用実態から不自然であると言わざるを得ない状況です。西南総合福祉センターに対する補助金の性格を明確にするとともに、所管部署を検討することが適切であると考えます。【意見】

この他、西南総合福祉センターの利用している土地の一部は四日市市の土地であると共に、一部は四日市市が第三者から賃借を受けた上で(年間賃料 500 千円)、四日市市社協に無償貸付を行っており、これらも西南総合福祉センターに対する市の財政的援助であるといえます。

西南総合福祉センターも、昭和 41 年に建てられた建物の増改築を経て今日に至ってっており、2 ヶ所の老人福祉センター以上に老朽化が進んでおり、雨漏り等の支障が生じている上、建築物の定期調査報告書の書類審査の結果は D 判定(防災

上著しく支障があるため、調査資格者と相談のうえ、是正事項を速やかに改善する必要あり)となっています。西南総合福祉センターでは、是正措置を講じるためのコスト算定は行われていませんでしたが、指摘事項は耐火建築物にする必要性・排煙窓の不足・内装材の法定材への変更等の構造的な問題に及んでおり、相当の対応コストが必要となるものと思われます。しかるに、センターの運営は四日市市の補助金に拠っている状況から、四日市市社協が独自で、建替・改修を行うことは財政的に不可能であると思います。また、防災上、著しく支障があるということは問題です。

西南総合福祉センターについても、四日市市社協と協議の上、今後の西南総合福祉センターの位置づけを明確化するとともに、必要な対応を進めることが必要な時期にきているものと考えます。【意見】

5.介護・高齢福祉課等が所管する福祉関係貸付制度について

(1)資金貸付制度の概要

資金貸付制度は、緊急的な支出に対処し、市民の当座の生活の安定を図ることを目的に、四日市市が四日市市社協を窓口に、各種目的に応じて一定の条件のもとに貸付を行うものです。四日市市が四日市市社協へ貸付けた資金を原資として、四日市市社協が貸付事業を行っています。資金貸付制度の概要は、表5-1のとおりです。

表 5-1 資金貸付制度の概要

貸付制度の名称	目的等貸付の内容
	生活困窮者が社会の一員として円滑な社会生活をおくることができるよ
福祉金庫貸付	うにすることを目的として、生活保護世帯及び一般低所得世帯を対象
	に、3万円を上限として、貸付をおこなう制度。
	四日市市国民年金保険被保険者で、負傷又は疾病による医療費が高
立	額医療費に該当する場合において、一部負担金の支払が困難と認めら
高額療養費資金貸付	れる場合に、高額医療費支給見込額の 80%に相当する額の範囲内で
	貸付をおこなう制度。
	介護保険給付のうち、介護保険制度における施設サービスや在宅サー
	ビスを利用する際に支払う1割負担の利用料が自己負担の上限額を超
	えた分(以後、高額サービス費とする。)及び利用料を一時的に全額負担
介護保険資金貸付	しなければならない場合のサービス費総額(支給限度額まで)の 9 割相
	当額(以後、償還払サービス費とする。)の支払が困難な者に対して高額
	サービス費・償還払サービス費の 80%に相当する額を上限として貸付
	をおこなう制度。
	四日市市が承認した小規模授産所で、市内において設置経営する者に
 小規模授産所設備	対して、小規模授産所設備の整備、修理、改造、拡張等に必要な資金
小院侯技座所設備 改善資金貸付	を、貸付対象者が当該事業の事業費として受けた各種の補助金、寄付
以告貝並貝刊	金、又は類似の制度からの融資を受けた額を差引いた額の範囲内で貸
	付をおこなう制度。
身体障害者資金貸付	身体障害者が事業を営む際に、個人事業の場合は 50 万円、共同事業
另 体牌古伯貝並貝的	の場合は 100 万円を上限として、必要な資金の貸付をおこなう制度。
	四日市母子寡婦福祉会会員に対し、一世帯につき 10 万円を上限とし
	て、経済的自立に必要な資金の貸付をおこなう制度。
母子寡婦福祉資金貸付	母子寡婦福祉事業資金貸付事業に関しては、四日市市社協が市から
	の貸付原資を四日市母子寡婦福祉会へ委託し、四日市母子寡婦福祉
	会が貸付事業の運営を行っている。

また、各貸付資金制度の平成 13 年度末における貸付枠及び貸付額は表 5-2 のとおりです。

貸付枠・貸付総額		貸付枠		H14年3月31日現在		
貸付制度	#1	資金貸付	ᄉᆂ	代八姑	/开 米5	
	借入金	事業基金	合計	貸付額	件数	
福祉金庫貸付(生活保護世帯対象)	3,000	3,500	6,500	2,904	143	
福祉金庫貸付(一般低所得者世帯対象)	3,000	3,500	0,500	9,603	374	
小計	3,000	3,500	6,500	12,507	517	
高額療養費資金貸付	4,500	2,500	7,000	601	5	
介護保険資金貸付	6,000		6,000	264	2	
小規模授産所設備改善資金貸付	3,000		3,000		0	
身体障害者資金貸付	6,000	_	6,000	3	1	
母子寡婦福祉資金貸付	1,000	500	1,500	1,500	_	
슴計	23,500	6,500	30,000	14,966	525	

- (注)1.借入金は、介護保険資金貸付目的のものについては四日市市の介護・高齢福祉課が、高額療養費金貸付目的のものについては四日市市の保険年金課が、その他の貸付目的のものについては四日市市の保健福祉課が、貸付事業の原資として四日市市社協に貸付けたものです。四日市市の介護・高齢福祉課、保険年金課及び保健福祉課と四日市市社協との間で、毎年借換えの処理が行われています。
 - 2.資金貸付事業基金は、四日市市の保健福祉課が、貸付事業の原資として四日市市社協の特別会計に出捐したものです。
 - 3.四日市市社協は四日市市の保健福祉課からの母子寡婦福祉貸付資金を四日市母子寡婦福祉 会(任意団体)へそのまま貸付けており、その管理はすべて母子寡婦福祉会が行っています。

四日市市社協作成資料「平成 13 年度 貸付償還実績」より作成

(2)貸付制度の運用状況について

ア 貸付状況について

福祉金庫貸付は、貸付金残高が原資(借入金・資金貸付事業基金)のほぼ倍まで膨らんでおり、一方、小規模接産所設備等改善資金貸付及び身体障害者資金貸付等の貸付は貸付枠に達しない状況で、夫々の目的で貸付けられるはずの資金が福祉金庫貸付に流用されている状態です。四日市市と四日市市社協の間の金銭消費貸借契約書には、当該貸付目的以外の用途に供してはならない旨が規定されていますが実態として流用が行われており、四日市市も契約条項にそぐわない旨を認識しています。契約条項の見直しまたは実態の是正が必要です。【指摘】

一方、小規模授産所設備等改善資金貸付及び身体障害者資金貸付については、 ここ数年はほとんど利用されていません。制度としての必要性を見直す等の検討

が必要です。【意見】

また、身体障害者資金貸付の残高は、借手の死亡により、昭和 57 年 10 月以降一切返済がなされておらず、全額回収不能であることが明白であり、補填等の措置を取る必要があります。【意見】

イ 貸付審査等の事務執行について

四日市市社協の各資金貸付要綱には、社会福祉協議会会長が貸付の際の審査を 行う旨の規定があります。しかし、福祉金庫については貸付の実質的な調査・判 断は四日市市の保護課で行っており、四日市市社協ではその結果を審査に代えて います。

貸付の際には、保護課において面接記録票に最低生活費、収入総額等を借入希望者及び保証人に記入してもらい、貸付条件に合致しているかという審査が行われていますが、所得証明等による事実確認は行われていません。一方、保護が決定していない低所得者に対する福祉金庫貸付の滞留額の不能欠損処分にあたっては、市の保健福祉課が補填が行うことになっています。このように審査体制が十分でなく、実質的な審査部署と実行部署及び補填部署が異なっているため、滞留の発生・補填についての責任関係が明確でないように思われます。【意見】

ウ 資金管理について

四日市市社協では、保健福祉課及び保険年金課からの貸付原資(借入金・資金貸付事業基金)を夫々の目的に明確に区分せずに、同一の普通預金口座において一括管理しており、そのほとんどが福祉金庫貸付に使われています。

各資金は貸付目的毎に明確に区分し、別々の預金口座において管理することが適切です。また、資金貸付事業基金は業務に直ちに使用するのでなく基本財産として保持することが望ましいとして考えていることから、借入資金とは分離して管理することが適切であると思います。【意見】

四日市市社協における貸付資金は、3万円のみ現金で手許に置かれ、残りは銀行の預金口座にあります。手許現金が全て貸付けられ、貸付資金が不足した場合には、四日市市社協の金庫に保管されている翌日預入予定の喫茶店の売上金等の他の会計の資金から一時借用し、翌日、銀行引出により返済しています。貸付決定分の現金が事前に準備できる体制が望まれます。【意見】

また、貸付の原資の現金(3万円)及び普通預金通帳が保管されている金庫のダイヤル番号は四日市市社協の3名の職員(出納担当者を含む)が知っています。 規程等により金庫の管理者を明確にしておくことが適切です。 【意見】

エ 資金貸付事業に係る決算書の表示について

四日市市社協の貸借対照表及び財産目録では、固定資産の部に資金貸付事業基金6,500 千円が計上されています。資金貸付事業基金は出捐金に見合いのもので、普通預金で運用しています。表示上は運用形態として預金とすることが適切です。また同様に、貸借対照表の、純資産の部に、次期繰越収支差額6,500 千円が計上されていますが、資金貸付事業基金とすることが適切です。【意見】

また、四日市市社協においては、社会福祉法人会計基準を参考に収支決算書が作成されています。この場合、平成13年度収支決算書には、以下の問題点がありました。【指摘】

資金貸付事業特別会計における会計処理は、四日市市社協の一般会計で採用されている社会福祉法人会計基準や従前に採用されていた経理規程準則に合致していません。その理由は特殊な記帳方法によっているためで、会計基準に合致した会計処理を行う必要があります。

社会福祉法人会計基準上、積立金の取崩は収入として認識されるべきものです。 平成 13 年度に補填積立金の取崩を行っていることから、 資金収支計算書の収入の部に平成 13 年度補填積立金取崩額 2,914 千円を計上する必要があります。

オ 福祉金庫(一般低所得世帯対象)の滞留状況とその補填について

福祉金庫(一般低所得世帯対象)の貸付状況、滞納状況及び補填状況を集計した結果は、表 5-3 のとおりです。

表 5-3 福祉金庫(一般低所得世帯対象)滞留状況/平成 13 年 8 月 31 日現在 (単位:千円)

左座	原資貨	章付	滞留	 習	補填		
年度	金額	件数	金額	件数	補填対象年度	金額	件数
昭和 62 年度	5,630	189	1,427	57	ı		_
昭和 63 年度	4,235	142	795	29	I	1	_
平成 元 年度	3,180	107	540	22	I	1	_
平成 2 年度	2,920	99	590	23	1	1	_
平成 3 年度	2,590	87	445	16	l	l	_
平成 4 年度	3,472	117	943	33	l	l	_
平成 5 年度	3,250	109	825	30	1	_	_
平成 6 年度	2,210	74	412	17	l	l	_
平成 7 年度	1,500	50	163	6	1	1	_
平成 8 年度	2,110	71	295	11	昭和 62~平成 8 年度	1,199	50
平成 9 年度	2,190	73	409	16	l	l	_
平成 10 年度	2,310	77	652	25	I	1	_
平成 11 年度	3,380	113	997	39	1	1	_
平成 12 年度	3,630	121	1,270	50	I	1	_
平成 13 年度	1,170	39		1	昭和 62~平成 13 年度	1,912	74
昭和 62 年度~	10 777	1 /60	0.762	374	_	2 1 1 1	124
平成 13 年度合計	43,777	1,468	9,763	3/4		3,111	124

- (注)1.当該資料は、四日市市社協・貸付金担当者が予算要求に際して、毎年8月末現在の状況に関して作成しているものであり、年度末の状況に関しては作成していないことから、平成13年8月末現在の資料から抜粋しました。従って、滞留額は平成8年度補填額については控除済ですが、平成13年度における補填予定額については考慮前の金額です。
 - 2.福祉金庫(一般低所得世帯対象)の貸付期間は 6 ヶ月であり、滞納額は貸付時から 6 ヶ月を 経過しても、返済がなされていない金額を表しています。ただし、四日市市社協では滞納額を 集計しておらず、平成 13 年 8 月末現在の未回収額を集計していることから、平成 12 年度の 滞納額及び滞納件数には返済期限が到来していないもの(平成 13 年 3 月貸付未回収分)を 含んでいます。
 - 3.平成 13 年度の補填額は平成 13 年 8 月末時点での予定額です。

四日市市社協は、慣行により貸付金利収入等を補填目的で積立(補填積立金) ています。しかし、「社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会会計規程」36条に は「徴収不能のおそれのある金銭債権については、過去の徴収不能割合に基づく 徴収不能引当金のほか、個別に見積もった徴収不能引当金を計上する。」とあり、 規程に基づいた処理が行われていません。また、徴収不能引当金の具体的な設定 基準が作成されていません。表 5-3 の(注)2 にあるように貸付期間は 6ヶ月であ り、元金も3万円ということや貸付の性格を考えると、福祉金庫(一般低所得世帯対象)貸付金に対する徴収不能引当金として計上すべき額は、期末残高のほとんど全額に近いのではないかと考えられます。少なくとも、四日市市社協が平成13年度末に補填金積立金として計上している3,333千円では、かなり不足していると思います。徴収不能引当金の具体的な設定基準を作成し、当該基準に基づき引当金を設定する必要があります。【意見】

また、補填金積立金による会計処理を継続するとしても、その計上と取崩・補填に関する明確な規程を設けることが必要です。【意見】

以上

<参考資料:グラフの基礎データ>

表 1-1 四日市市の人口の推移及び今後の推計(各年 10 月 1 日現在) (単位:人、%)

	昭和 62 年	平成4年	平成9年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
年少人口(0~14歳)	55,963	50,025	47,257	46,093	45,600	44,500
構成比(%)	(20.7)	(17.7)	(16.2)	(15.7)	(15.0)	(14.4)
生産人口(15~64歳)	187,219	200,073	202,969	201,770	203,400	202,400
構成比(%)	(69.3)	(70.7)	(69.8)	(68.7)	(67.1)	(65.3)
老年人口(65 歳以上)	26,828	33,033	40,822	45,918	54,400	62,800
構成比(%)	(9.9)	(11.7)	(14.0)	(15.6)	(17.9)	(20.3)
計	270,010	283,131	291,048	293,781	303,400	309,700

⁽注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。

四日市市総合計画、人口統計資料より作成

表 1-2 全国、三重県、及び四日市市の高齢化率の推移

(単位:%)

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
全国	9.1	10.3	12.1	14.6	17.3	19.6	22.0
三重県	10.1	12.1	13.6	16.1	18.9	20.5	22.5
四日市市	8.7	9.7	11.0	13.1	15.6	17.4	19.6

⁽注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。

第2次四日市市高齢者保健福祉計画、第1次四日市市介護保険事業計画及び平成12国勢調査 より作成

表 1-3 高齢者人口の推移(各年 10月 1日現在)

(単位:人、%)

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
後期高齢者(75歳以上)	7,486	9,759	12,321	14,566	17,857	21,747	26,245
構成比(%)	(33.6)	(38.2)	(41.0)	(38.9)	(38.9)	(41.2)	(43.3)
前期高齢者(65~74歳)	14,777	15,771	17,727	22,907	28,061	31,066	34,315
構成比(%)	(66.4)	(61.8)	(59.0)	(61.1)	(61.1)	(58.8)	(56.7)
計	22,263	25,530	30,048	37,473	45,918	52,813	60,560

⁽注) 平成 12 年までは実績値、平成 17 年以降は推計値です。

第2次四日市市高齢者保健福祉計画、第1次四日市市介護保険事業計画、人口統計資料より作成

表 2-5 平成 14年4月1日現在での高齢者の割合

(単位:人、%)

			65 歳以上人口
	人口	65 歳以上人口	の割合
四日市市	295,419	48,859	16.5%
一宮市	280,778	43,298	15.4%
岡崎市	343,781	47,402	13.8%
春日井市	293,669	39,813	13.6%
豊田市	353,614	37,591	10.6%
津市	163,558	30,044	18.4%
鈴鹿市	242,166	37,845	15.6%

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

表 2-6 65 歳以上人口における要支援·要介護者数とその割合表 2-7 要支援·要介護者の構成割合

平成 14 年 3 月 (単位:人、%)

	要支援		要介護						要支援・	cc 塩い L	要支援・	
			1	2	3	4	5	計		要介護者	65 歳以上 人口	要介護者
	人数	割合	人数	人数	人数	人数	人数	人数	割合	数	Λu	割合
四日市市	1,228	19.4	2,099	1,117	675	618	598	5,107	80.6	6,335	48,859	13.0
一宮市	327	7.5	1,014	972	793	694	585	4,058	92.5	4,385	43,298	10.1
岡崎市	692	13.6	1,287	1,055	733	629	682	4,386	86.4	5,078	47,402	10.7
春日井市	494	11.4	1,194	816	655	616	561	3,842	88.6	4,336	39,813	10.9
豊田市	523	13.9	1,044	753	508	533	407	3,245	86.1	3,768	37,591	10.0
津市	539	12.6	1,146	831	665	623	472	3,737	87.4	4,276	30,044	14.2
鈴鹿市	422	10.5	1,056	804	611	533	600	3,604	89.5	4,026	37,845	10.6

介護・高齢福祉課からの入手データより作成

表 3-4 平成 13 年度末の老人福祉施設に対する債務負担行為の額 (単位:千円)

20 1 1/2 10	というというというには、		21二 1 / 1/19	(-12:11)
	特別養護 老人ホーム	軽費老人ホーム	老人デイサービス センター	計
平成 14 年度	35,732	47,928	17,081	100,742
平成 15 年度	35,732	45,332	17,081	98,146
平成 16 年度	34,048	44,570	17,081	95,699
平成 17 年度	31,788	43,808	17,081	92,677
平成 18 年度	31,788	43,045	16,140	90,974
平成 19 年度	31,788	42,282	16,147	90,218
平成 20 年度	29,093	19,502	15,179	63,775
平成 21 年度	29,093	19,288	15,179	63,561
平成 22 年度	29,094	17,124	14,185	60,403
平成 23 年度	24,323	16,695	14,208	55,226
平成 24 年度	23,348	7,599	9,350	40,297
平成 25 年度	23,348	7,599	9,354	40,301
平成 26 年度	23,348	7,599	8,422	39,369
平成 27 年度	19,203	4,035	7,439	30,677
平成 28 年度	19,220	4,035	7,465	30,720
平成 29 年度	12,621	4,035	4,123	20,779
平成 30 年度	12,637	4,041	1,025	17,703
平成 31 年度	7,340	_	1,043	8,383
平成 32 年度	2,151	_	_	2151
平成 14 年以降の 支出予定額計	455,701	378,522	207,583	1,041,806

- (注) 1. 軽費老人ホームのうち、上記の指摘物件については、銀行からの借入金に対する金利が変動することから、平成 14 年以降の補助金のうち銀行からの借入金利息分は、平成 13 年度における金利 2.475%により計算しました。
 - 2. 特別養護老人ホームについて、1件不正により補助金支給額が減額されています。補助金が変更された場合においても債務負担額は当初決定額から変更できませんが、当表においては減額後の金額を集計しました。

介護・高齢福祉課作成の「施設整備補助金交付状況」より作成